

令和6年9月定例会

羽生市議会都市民生常任委員会会議録（第3日）

議事日程 令和6年9月12日（木曜日）午前 9時35分 開 議

第 1 開 議

第 2 審査事項

- 1) 議案第60号 令和5年度羽生市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 2) 議案第62号 令和5年度羽生市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 3) 議案第63号 令和5年度羽生市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 4) 議案第64号 令和5年度羽生市水道事業会計利益の処分及び決算
- 5) 議案第65号 令和5年度羽生市下水道事業会計決算
- 6) 議案第66号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第4号）のうち、
都市民生委員会所管分
- 7) 議案第67号 羽生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 8) 議案第68号 羽生市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例
- 9) 議案第69号 羽生市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に
関する条例の一部を改正する条例

第 3 閉 会

出席委員（7名）

西 山 丈 由 委員（委員長）	柳 沢 暁 委員（副委員長）
昆 佳 子 委員	川 田 真 也 委員
中 島 直 樹 委員	松 本 敏 夫 委員
丑久保 恒 行 委員	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

塚 本 恵	健康福祉部長	一ノ瀬 元 章	社会福祉課長
本 間 陽 子	高齢介護課長	加 藤 昌 英	国保年金課長
飯 塚 保	課長補佐兼 生活支援係長	小野塚 祐	介護保険係長
松 本 俊 一	国 保 係 長	山 畑 佳 菜	後期高齢年金 係 長
水 谷 幸 治	収 納 課 長	小 島 史 愉	収 納 係 長
夏 目 哲 哉	まちづくり部長	本 間 健 史	下 水 道 課 長
山 本 章 史	水 道 課 長	間 下 千安紀	管 理 係 長
櫻 井 洋 介	営 業 係 長	久 保 弘 之	課長補佐兼 工 務 係 長

事務局職員出席者

岡 田 光 弘	総務課長補佐
---------	--------

午前 9時35分 開 会

○西山文由委員長 おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

議案第64号 令和5年度羽生市水道事業会計利益の処分及び決算、別冊2について
を議題といたします。

水道課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

水道課長。

○山木章史水道課長 改めましておはようございます。水道課長の山木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

同席しております職員を紹介させていただきます。

営業係長の櫻井でございます。

○櫻井洋介営業係長 櫻井です。よろしくお願いします。

○山木章史水道課長 どうぞよろしくお願いいたします。

恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。

議案第64号 令和5年度羽生市水道事業会計利益の処分及び決算についてご説明申し上げます。

別冊2、令和5年度羽生市水道事業会計決算書及び付属書類となります。

それでは、1ページ、2ページとなります。こちらは決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出ですが、営業活動に伴う料金収入、維持管理費用などの収益に関する収支となります。

まず、収入の部、第1款水道事業収益の決算額は12億8,421万8,611円で、予算額に比べ3,156万2,389円の減、収入率は97.6%となりました。

これは、今回営業外収益において消費税還付金を見込んでいたものの、工事の繰越額が多く、支払いが生じなかったため、消費税の還付が生じなかったことによる減です。

なお、補正予算対応により、水道の基本料の免除を2か月分、2回行なったことで、第1項営業収益の給水収益が減少しておりますが、その分は料金システム改修等の経費を

含めて第2項営業外収益の他会計補助金としまして、一般会計から1億964万円を繰入れております。

次に、支出の部、第1款水道事業費用の決算額は11億2,883万4,586円、翌年度繰越額は730万円。不用額は1億6,124万7,414円で、執行率は87.0%となりました。

不用額は、浄配水場施設の動力であります電気料、漏水の緊急修繕費などでございます。

次に進みます。3ページ、4ページとなります。

(2) 資本的収入及び支出ですが、建設改良費などの資産形成費や企業債などに関する収支となります。

まず、収入の部、第1款資本的収入の決算額は3億6,740万円で、予算額に比べ1,127万7,000円の減、収入率は97.0%となりました。

これは、県の中川改修事業等において事業進捗の遅れから、対象の設計や工事が未執行により予算で見込んでいた県の工事負担金収入がなかったことによる減でございます。

次に、支出の部、第1款資本的支出の決算額は7億208万5,054円で、翌年度繰越額は3億7,172万円。不用額は4,931万946円。執行率は62.5%となりました。

繰越しの理由は、第1項建設改良費の浄配水場の施設更新工事において、製品の製作に不測の期間を要したこと。また、配水管布設工事において、関連する岩瀬土地区画整理事業の進捗に合わせて工事を先送りにしたこと、年度内に完成させることができなかったためでございます。

不用額は主に、第1目配水管布設費の工事設計委託料及び工事請負費でございます。具体的には、先ほどの収入の際に申し上げました県事業に伴う工事負担金対象の設計や工事の見送り、また岩瀬土地区画整理組合の進捗状況に伴い、予定していた一部の工事発注を見送ったことなどによるものでございます。

次に進みまして、5ページ、6ページになります、損益計算書でございます。

1、営業収益は10億3,241万3,628円。

2、営業費用は10億1,211万9,110円。差し引いたものが営業利益2,029万4,518円となります。

3、営業外収益は合計1億4,891万1,018円。

4、営業外費用は合計5,746万8,790円。差引き9,144万2,228円。先ほどの営業利益にこの金額を足したものが経常利益で、1億1,173万6,746円となります。

5、特別利益は15万4,000円。

6、特別損失は49万6,549円。差引きマイナス34万2,549円。経常利益にこの金額を足したものが当年度純利益で1億1,139万4,197円となりました。次に進みます。7ページ、8ページとなります。

まず、上段、剰余金計算書でございます。

当年度変動額につきましては、減債積立金及び建設改良積立金の取崩しはありませんでした。また、先ほど申し上げました当年度純利益1億1,139万4,197円を未処分利益剰余金に計上しております。この結果、当年度の未処分利益剰余金は9億3,250万5,289円となりました。

次に、左下下段の剰余金処分計算書案のところでございますが、こちらは地方公営企業法第32条第2項の規定に基づきまして、決算に伴う剰余金の処分について、議会の議決をいただくものでございます。

内容といたしましては、当年度の未処分利益剰余金9億3,250万5,289円のうち、3,665万6,246円を議会の議決による処分額として資本金に組み入れるものでございます。

それでは、次に進みます。

9ページ、10ページ、貸借対照表でございます。

まず、9ページの資産の部ですが、1固定資産合計は82億5,596万4,163円となります。

2流動資産の(2)未収金ですが、水道料金未収金などとなります。3月末までの未収金ですので、現在は収入済みとなっております。流動資産合計は、18億6,100万2,889円で、したがって、資産合計は101億1,696万7,052円となります。

次に、右側10ページの負債の部ですが、3固定負債は、(1)企業債で41億8,670万5,698円となります。

4流動負債、(1)企業債は、企業債の元金の償還2億93万6,921円となります。(2)の未払金ですが、イ営業未払金6,209万3,662円は、主に3月分の

県水受水費や電気料金などとなります。ロその他未払金 9 8 6 万 6, 9 6 7 円は、主に浄水場施設更新工事の完成払いなどとなります。こちらにも 3 月末までの未払金ですので、現在は支払い済みとなっております。(4)の預り金 2, 3 4 3 万 1, 2 8 8 円は下水道使用料の預り金となっております、こちらにも支払い済みとなっております。負債合計は 5 1 億 3, 3 3 0 万 6, 1 5 0 円となります。

次に、下段、資本の部ですが、6 資本金の合計は 2 9 億 7, 2 2 0 万 4, 2 1 9 円。7 剰余金合計は 2 0 億 1, 1 4 5 万 6, 6 8 3 円。資本合計は 4 9 億 8, 3 6 6 万 9 0 2 円となりました。よって、負債の部、資本の部、合わせました負債資本合計は、一番右下ですが、1 0 1 億 1, 6 9 6 万 7, 0 5 2 円となりまして、9 ページ、左側のページの下の合計、一番下の数字と一致する形となります。

それでは、次に進みます。

右側、1 2 ページとなります。

こちらからは、2 決算附属書類となっております。

こちらは水道事業報告書でございます。

まず、1 概況 (1) 総括事項の利用状況ですが、令和 5 年度末における給水戸数は 2 万 4, 6 2 0 戸、給水人口は 5 万 3, 7 4 5 人で、前年度と比較して 4 0 7 戸の増加、1 6 0 人の減少となりました。

施設整備事業ですが、老朽管の布設替を 3 7 7 メートル、配水管が不足している場所への新設管布設を 2, 0 9 8 メートル施工いたしました。

次に進みます。

1 3、1 4 ページは、2 主要建設工事の概況となります。

令和 5 年度に竣工した主要な工事について、その内容等を記載したものでございます。

次に進みます。

次に、1 5、1 6 ページとなります。

3 業務の (1) 業務量ですが、年度末給水人口、給水戸数は先ほど説明したとおりでございます。

年間配水量は 8 1 3 万 8, 3 5 8 立方メートルで、前年度と比較して 1 2 万 7 2 1 立方メートルの増となりました。年間有収水量は 6 9 2 万 9, 5 5 3 立方メートルで、前年度と比較して 6, 1 9 6 立方メートル増加しました。有収率については、火災や漏水、水質維持のための排泥作業等により、料金徴収につながらなかった水量が増えると有収

率は下がるというものになります。令和５年度は８５．１％と前年度と比較して１．３ポイントの減少となりました。

それでは、表の下になりますが、供給単価、１立方メートル当たりの水道水の売値になりますが、１３７円８９銭、給水原価、水道水をつくる経費、買値ですが、１４９円０６銭で、１立方メートル当たりの利益は、税抜きでマイナス１１円１７銭となりました。前年度に比較して２円４１銭の減となっております。

近年の燃料費高騰をはじめ、施設の維持管理費や減価償却費など、経常経費が上昇しており、給水原価は近年、増加傾向となっております。また、今回も前年度に引き続き市民の物価高騰対策として、水道基本料金の免除を行なったことから、その分の給水収益が減少しており、供給単価を引き下げた要因にもなっております。

次に（２）事業収入に関する事項ですが、合計は、一番下の段になりますが、１１億８，１４７万８，６４６円で、前年度と比較して２７１万７，０７９円の減となりました。

次のページに進みます。

１７、１８ページとなります。

（３）事業費用に関する事項ですが、合計は１０億７，００８万４，４４９円で、前年度と比較して２，３８４万８，９６６円の減となりました。

次に、４会計の（１）企業債及び一時借入金の現況、イ企業債ですが、前年度末残高が４２億１，４３３万４，９４８円。本年度借入高が３億６，７４０万円。償還高が１億９，４０９万２，３２９円で、令和５年度末残高は４３億８，７６４万２，６１９円となりました。

次に進みます。

１９ページとなります。

５付帯事項の（３）徴収率、一番下の表になります。令和５年度も徴収率は９９．７％で平成２３年度から同率でございます。これは、平成２２年度から、検針、徴収関係を民間委託いたしまして、給水停止執行業務を毎月実施していることなどが大きな要因と考えます。納期限について、お客様の状況により猶予するなどの丁寧な対応を行なっておりますが、今後もこの徴収率を維持できますよう、適正な徴収に努めてまいります。

次に、２０ページ、キャッシュ・フロー計算書、右側になります。

こちらは、1事業年度における資金収支の現状を表すものでありまして、一番下、資金期末では、現金といたしまして17億9,504万1,396円となりました。

次に進みます。

次に、21ページから32ページ、後ろにわたって、収益費用明細書でございます。

こちらは、冒頭申し上げた1、2ページ、収益的収入及び支出の明細について、税抜きで記載したものとなります。これがずっと32ページまで続きます。

次に、33ページから36ページは資本的収支明細書でございます。

こちら、3ページ、4ページの資本的収入及び支出の明細について、税抜きで記載した表となっております。

次に、39ページから44ページ、こちらが企業債明細書になります。

それで最後のページ、44ページになりますけれども、こちらの一番下の欄が企業債の合計金額となります。先ほども申し上げましたが、未償還残高は43億8,764万2,619円となりました。前年度と比較して1億7,330万7,671円の増となっております。

近年、施設の老朽化による維持管理費用が増える一方で、給水収益は減少している状況であります。こうしたことから、水道事業については、特に工事の関係について、企業債借入金に依存している部分が多く、残高も増加しているというふうなところでございますが、今後とも必要なものをきっちり精査する中で進めてまいります。

以上で、令和5年度羽生市水道会計利益の処分及び決算について説明を終わります。よろしくご審議のほうお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 6ページの当年度純利益ということで1億1,139万4,197円となりました。それで、ここはもともと予算のほうでは、純利益がマイナスになるような話があったと思います。今回、マイナスにならなくてプラスになったということなんですけれども、その辺というのはどういった要因があったのか、この点についてお伺いします。

○西山丈由委員長 水道課長。

○山木章史水道課長 こちらの予算と決算の違いでございますが、簡単に言いますと、予

算は比較的収入は厳しく、支出は、もちろん無駄に多くしているわけではないんですけれども、ある程度必要なものを見積もっていると。

そういった中で、実際のところ、いろいろ減の要素もありましたけれども、実際に収入は厳しく見込んでいの中で入ってきたというものもありますので、結果的には利益が出ている。あくまで予算計上上はどうしてもちょっと厳しめにつくっているところを、実際にはきっちり入ってきている部分もあるというところが、そういう相違となっている。ちょっとすみません、具体的に何を言っているのか、説明はしていなくて申し訳ないんですけれども、ざっくり言うとそんな感じでございます。

以上です。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 やるはずの工事をやらなくなったとか、そういった大きなものというの
もなかったのかなと思うんですけれども、そういう点はどうなんでしょうか。

○西山丈由委員長 水道課長。

○山木章史水道課長 こちら工事につきましては、先ほどの説明の中でちらっと触れましたけれども、埼玉県の方で予定していた、例えば中川の改修に伴う水道管のつけ替え、また羽生駅東口の電線類地中化、そういったものが当初予定されていたんですけれども、県の進捗の中で、ちょっと先送りになったということで行わなかったというのがございます。

また、昨年度、今年の3月に補正予算で上程させていただきました第2浄水場の自家発電施設、たしか億単位で申し上げたと思うんですけれども、それは補正減としておりますので、決算上の予算額については、減した額での積算で決算のほうは整理してございます。

以上です。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○西山丈由委員長 ほかにございますか。

川田委員。

○川田真也委員 よろしく申し上げます。

15ページ、16ページのところの供給単価と給水原価でちょっと確認で教えてほしいんですが、給水原価のほうが高くて供給単価が安いことになっておりますが、先ほどの課長の説明にもあったんですけれども、基本料の免除とか、そういう政策があったの

でということでしたが、もしそれがなくて、毎月市民の皆さんに水道料金をきっちりもらっていた場合は、これは原価と単価というのはどれぐらい差が縮まるのかあるいはプラスになるのかというのを教えていただければと思います。

○西山丈由委員長 水道課長。

○山木章史水道課長 先ほどのご質問に関してご説明申し上げます。

資料のほう、15ページ、16ページになりまして、こちらの真ん中辺ですね、供給単価は137.89円ということと、下の給水原価、こちらは149.06円ということで、先ほどがこの右側にある供給単価で137.89円から、下の給水原価149.06円でマイナス11.17ということで、もう原価割れしておるという説明を申し上げました。

この給水単価が実際に水道料金の免除をしていない場合には、この137.89円が151.74円。それと給水原価については、こちらが149.06円が148.84円。ですので、差引きだと利益は2.90円。先ほどはマイナス11円17銭が基本料の免除の関係を、仮にしなかった場合、こちらについては2円90銭ということで、若干ですが、マイナスではないという結果でございます。

以上です。

○川田真也委員 ありがとうございます。

○西山丈由委員長 ほかに質疑は。

中島委員。

○中島直樹委員 有収率が若干下がっていますけれども、この辺はどう考察されますか。

○西山丈由委員長 水道課長。

○山木章史水道課長 有収率の上がった、下がった、実際にこれを解析するのは非常に難しい話でございまして、有収率が低いというのは、有収率、要はお金につながらない捨てている水、不明な水というものでございます。主に地表に出てこない漏水、また工事などによって管の中を洗浄するに当たって、一定時間管に水を流している、洗います。そういった工事の増減にもよります。

そういったことから、なかなか有収率が上がった、下がったの細かい分析というのは非常に難しいのかなというふうに認識しております。

以上です。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 仮に、今回下がったとは言ってもよしあしは別として1.3ポイントということで、これが大きく、例えば10%、20%増減するというと、その辺の傾向は割と明確に出てくるのかなと思うけれども、この程度だとなかなか分かりづらいという理解でよろしいですね。

○西山丈由委員長 水道課長。

○山木章史水道課長 明らかに、そうですね、先ほど中島委員さんがおっしゃるように、工事量とか漏水の度合いによってプラスマイナス見ますけれども、それはあくまで全体の数からしたらやっぱり少ない、多分数%の増減にとどまっているというところだと思います。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 老朽化した水道管というのは、入替えのほうは進んでいるのかどうか。また、石綿セメント管とか、そういったところについては、今どういった状況なのかお伺いします。

○西山丈由委員長 水道課長。

○山木章史水道課長 まず、石綿セメント管をダクタイル鋳鉄管に布設替えする関係の更新の状況でございますが、令和5年度末で97.4%でございます。総延長が約116キロメートルのうち112.8キロメートルということで、残り約3キロが残っております。

それと、管路の耐震化率でございますが、幹線の管路と配水の枝管というベースで、これは毎年水道課のほうで整理しているんですが、令和5年度末では44.2%というところでございます。

あと、今回、能登半島地震で話題となりました基幹管路ベースというんですが、多分こちら能登半島地震の輪島市など6市町で平均で約30%という報道がなされていたと思うんですけれども、それに対して、令和4年度末では、羽生市は同等の29.4%というところでございます。現状としては、数字はそんなような状況でございます。

以上です。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 耐震化を進めないといけないんですけれども、やはり避難所につながるところを優先してやるとか、病院につながるところを優先してやるとか、そういった考えとか、どういう方向で入替えのほうを進めているとかいうのが、何か方向性があるの

かどうか。方向性を持って取り組んでいるのかどうかお伺いします。

○西山丈由委員長 水道課長。

○山木章史水道課長 やはり能登半島地震とか、そういったものを見ていると、まずは災害の拠点となるところとか、やはり緊急医療体制を引かなくちゃならない病院、それと被災者が避難するための避難所としては、基本的には公民館、そういったものが、やはり災害時の重要な施設というふうに捉えております。

ですので、今後改修するに当たりましては、そういったところを優先的にやっていくべきものというふうに捉えております。決して、その更新率が高いわけじゃないんですが、今後更新する中で、そういったところを優先してやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○西山丈由委員長 ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 議案第64号 令和5年度羽生市水道会計利益の処分及び決算の認定について、反対の立場から討論します。

耐震化の問題です。まず、本年の元日に起きた能登半島地震では断水となり、被災者は避難所生活で飲料水や生活用水を十分に確保できない状態で、トイレなどの衛生面で深刻な事態に陥ります。そうした中で、耐震化をもっとしっかりと進めていくべきだと考えます。また、石綿セメント管も残っており、早急に対応するべきだと考えます。

以上の点から反対とさせていただきます。

○西山丈由委員長 ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論も尽きたようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第64号 令和5年度羽生市水道事業会計利益の処分及び決算は、これを可決及

び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○西山丈由委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は可決及び認定すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

午前10時09分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号 令和5年度羽生市下水道事業会計決算、別冊3についてを議題といたします。

下水道課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

下水道課長。

○本間健史下水道課長 おはようございます。下水道課長の本間です。よろしくお願いいたします。

それでは、同席しております職員を紹介させていただきます。

管理係長の間下でございます。

○間下千安紀管理係長 間下と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○本間健史下水道課長 それでは着座にて説明をさせていただきます。

議案第65号 令和5年度羽生市下水道事業会計決算について説明いたします。

別冊3、令和5年度羽生市下水道事業会計決算書及び附属書類の1、2ページをご覧ください。

初めに、（1）収益的収入及び支出です。

収入の部では、第1款下水道事業収益の決算額は11億7,042万9,062円で、予算に対し1,089万2,062円の増となりました。増となった主な理由は、令和5年1月に使用料の改定、値上げを行なったことによる影響と岩瀬土地地区画整理事業地内をはじめ、接続人口の増加により使用料の増加があったことによるものです。

次に支出の部では、第1款下水道事業費用の決算額は10億4,028万8,013円で、不用額は9,569万2,987円となっております。

不用額の主な理由は、委託料、下水道全体計画等改定業務等の入札差金によるものです。また、電気料高騰の影響を受けるものと考え、予算を多めに計上いたしましたが、電気・ガス・価格激変緩和対策事業により支出を抑えることができたことによるものです。

次に、3、4ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出です。

収入の部では、第1款資本的収入の決算額は10億5,749万7,510円で、予算額に対し1億6,267万5,490円の減となりました。この主な理由は、一部の国庫補助金事業を繰り越したことにより、企業債と国庫補助金が予算と比較し減額となったことによるものです。

支出の部では、第1款資本的支出の決算額は14億6,357万3,084円で、翌年度繰越額8,477万7,000円、不用額は7,596万3,916円となっております。

繰越しの理由ですが、下水道管渠布設工事において、岩瀬土地区画整理事業地内での移転交渉の難航により、道路工事の遅延の影響を受け、年度内に完成させることができなかったためです。

また、不用額の主な理由は、ストックマネジメント計画に基づく処理場改築更新工事委託料の入札差金によるものです。

また、欄外をご覧ください。

資本的収入が資本的支出額に不足する額につきましては、消費税や内部留保資金で補填しております。

次に、5、6ページをご覧ください。

損益計算書になります。

5ページ中ほどの営業利益はマイナス6億7,745万9,856円。

一番下の行の経常利益は8,785万9,310円となりました。

6ページの下から4行目、当年度純利益は8,746万6,208円となっております。

次に、7、8ページをご覧ください。

上の段が剰余金計算書です。

表の下から6行目の当年度変動額について申し上げます。

左から2列目の資本金の欄ですが、他会計から出資として8,382万2,000円を資本金として繰り入れています。また、8ページの右から3列目の未処分利益剰余金に、先ほど損益計算書の説明で申し上げました当年度純利益8,746万6,208円を計上しております。

下の段は剰余金処分計算書になります。未処分利益剰余金1億1,781万3,464円は、災害などによる下水道使用料の減収や将来の改築更新費用の増大や企業債の償還に備えた資金を確保するため、表中に記載の減債積立金の積立てや建設改良積立金の積立てとして、今後の財源として活用を図ることができるとなっています。時期につきましては、今後の状況を見極めまして、議決による処分をしたいと考えております。

次に、9ページ、10ページをご覧ください。貸借対照表になります。

初めに、9ページの資産の部になります。

1の固定資産は、土地、建物、構築物などです。

(1)の有形固定資産の合計額は139億7,876万5,088円で、そのまま固定資産合計額となります。

2の流動資産は(1)現金預金から(3)の前払金の合計で9億9,687万6,374円です。

流動資産(2)未収金、イ営業未収金3,715万1,608円は、主に下水道使用料の未収金ですが、3月分の使用料が全額未収金に含まれるため、一時的に増加した金額となります。

一番下の資産合計は、固定資産合計に流動資産合計を加えた149億7,564万1,462円となりました。

次に、10ページ、負債の部です。

3の固定負債、(1)の企業債は、1年を超えて返済期限が到来するもので、42億2,706万8,276円。

そして、4の流動負債(1)の企業債は、1年以内に返済期限が到来するもので、4億7,146万8,242円となっております。

4の流動負債、(2)未払金のイの営業未払金5,512万6,317円は、主に

3月請求分の委託料、修繕料、電気料金等で、4月中に支払いは完了しております。

ハのその他未払金5億6,330万7,283円は、資本的支出の工事請負費などの3月請求分で、4月中に支払いが完了しております。

負債合計は103億3,209万2,641円となります。

次に、下の段の資本の部です。

6の資本金は、イの固有資本金に繰り入れた資本金口を加え、合計41億1,037万3,498円となりました。

次に、7の剰余金は、(1)資本剰余金合計4億1,536万1,859円に、(2)利益剰余金合計1億1,781万3,464円を合わせた合計は5億3,317万5,323円となりました。

資本金と剰余金を合わせた資本合計は46億4,354万8,821円となっております。

負債資本の合計は149億7,564万1,462円で、9ページ下の資産合計と同額となっております。

次に、11ページになります。

注記として重要な会計方針を記載しております。

次に、12ページをご覧ください。

ここからは、2決算付属書類となっております。

初めに、12ページから20ページまでは、令和5年度羽生市下水道事業報告書になります。

まず、1の概況の(1)総括事項の利用状況ですが、令和5年度末における水洗化率は91.00%でした。この数字は、公共下水道を利用できる区域内の人口、1万9,824人のうち、公共下水道を利用している人口、1万8,040人の割合となっております。

次に、施設整備事業ですが、岩瀬土地区画整理事業地内等において、1,728.5メートルの管渠布設工事を行いました。

(2)経営指標に関する事項ですが、経常収支比率と、経費回収率及び有形固定資産減価償却率を掲載しております。

まず、経常収支比率ですが、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標となっております。算出式

は経常利益を経常費用で割ったものの百分率で、令和5年度では108.61%となり、100%を超える成績となっており、健全化が図られているものとなっております。

次に、経費回収率ですが、使用料で回収すべき汚水処理に係る費用をどの程度使用料で賄えているかを表した指標になります。算出式は、下水道使用料を汚水処理費の公費負担分を除いたもので割ったものの百分率になります。令和5年度では83.80%となり、使用料の改定により、前年度から改善したものの、依然100%を下回っておりまして、一般会計からの繰入金に依存している状況は続いており、経営改善に向けた取組が必要となります。

最後に、有形固定資産減価償却率ですが、有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを表しているものになります。算出式は、有形固定資産減価償却累計額を有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価で割ったものの百分率で、指標が高いほど、資産の老朽化度合いが高くなります。当該指標につきましては明確な数値基準はありませんけれども、令和5年度は15.81%となっております。

次に、13、14ページをご覧ください。

2 主要建設工事の概況は、令和5年度に施工した主な工事について、それぞれ工事名、工事概況、事業費、その他の内容を着工年月日順に記載したものととなります。

次に、15、16ページをご覧ください。

3 業務の（1）業務量ですが、年度末水洗化人口は1万8,040人で、前年度と比較して82人の増でした。年度末水洗化戸数は8,991戸で、前年度と比較して94戸の増となりました。

年間処理水量は267万8,454立方メートルで、前年度と比較して5万9,773立方メートルの減となっております。年間有収水量は223万4,475立方メートルで、1万9,552立方メートルの増となっております。これにより計算すると、有収率は83.4%となりまして、前年度と比較して2.5ポイントの増となっております。このポイントの増の要因は、降雨量の減少及び管渠補修修繕を行なったことにより、雨水の污水管渠への流入等が減少したことによるものと考えております。

次に、表の欄外になりますが、1立方メートル当たりの使用料単価は125円70銭となり、汚水処理原価は、公費負担分を除きまして1立方メートル当たり150円となります。

次に（２）の事業収入に関する事項ですが、合計は１１億８０２万１，３７９円で、前年度比１億５，０４５万９，９５２円の増となりました。

次に、１７、１８ページをご覧ください。

（３）の事業費用に関する事項ですが、合計は１０億２，０５５万５，１７１円で、前年度比９，３３４万１，０００円の増となりました。

次に、４会計の（１）企業債及び一時借入金の概況、イ企業債です。

令和５年度開始残高が４７億１，２４６万４５４円で、借入れが４億６，５１０万円。償還が４億７，９０２万３，９３６円で、残高が４６億９，８５３万６，５１８円となりました。

次に、１９ページをご覧ください。５の付帯事項です。

こちらは、月別の水洗化人口等を記載しております。

次に、２０ページをご覧ください。

６ その他は、消費税の申告に必要な特定収入の使途について記載しております。

次に、２１ページをご覧ください。

キャッシュ・フロー計算書になります。

事業年度の現金の流れを表すもので、会計年度の始まりと終わりのキャッシュ、現金預金の残高とその増減の要因を表したものです。下の資金期首残高３億９，０３６万４，２４３円に対し、資金期末残高は８億９，２０１万４，１９７円となりました。

次に、２２ページから３３ページですが、１、２ページで説明しました収益的収入及び支出と、３、４ページで説明いたしました資本的収入及び支出について税抜きで記載した明細書となります。

主なものといたしまして、２２ページ、営業収益、下水道使用料が使用料改定によりまして、令和４年度に対し約５，０００万円の増となっております。

次に、２４ページ、営業費用、処理場費、委託料におきまして、水質浄化センター未利用地の測量業務を実施いたしまして、分筆し、面積２．２８ヘクタールを確定いたしました。令和６年度に地歴調査と不動産鑑定を行いまして、令和７年度に売り払う予定となっております。

次に、同じく委託料の下水道全体計画等改定業務、それからストックマネジメント計画策定業務では、将来人口の減少、施設の老朽化、浸水被害等の課題を整理し、今後の取組について計画の改定を行いました。

令和6年度にストックマネジメント実施計画、経営戦略とともに策定・完成する予定となっております。

次に、修繕費において、老朽化して正しく計測できなかった処理場DO計・MLSS計の修繕を実施いたしました。

次に、32ページ、建設改良費、処理場費、下水道根幹的施設の改築工事委託では、ストックマネジメント計画に基づくもので、水処理を行う池の施設設備と電気設備の更新工事を実施いたしました。

それでは、34ページ、35ページをご覧ください。

こちらは固定資産明細書で、9ページの貸借対照表に計上した固定資産の明細書となっております。

次に、36ページから45ページまでは、企業債明細書となります。

45ページの一番下の欄をご覧ください。

企業債の合計金額となりまして、未償還残高は46億9,853万6,518円で、前年度より1,392万3,936円減少しております。

以上で、令和5年度羽生市下水道事業会計決算の説明を終わります。ご審査よろしく申し上げます。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

中島委員。

○中島直樹委員 下水道会計は、ちょっと、いろいろ説明を聞いても、胸が締めつけられる思いがするんですけれども、今さらに申し訳ないんですけども、課長の説明で12ページのところですね。下水道事業の報告書において、経常収支比率が108.61%ということで、100%超と成績になっていることから、健全化が図られていると考えるがと、これは100%を超えているにもかかわらず健全化が図られているというのは、これはどう理解したらいいんですかね。

○西山丈由委員長 下水道課長。

○本間健史下水道課長 一般会計の経常収支比率との考え方とは、公営企業会計は違っています。一般会計は義務的経費との差でどれだけの弾力性があるかという考え方で、公営企業会計は、単なる収入で支出が賄われているかどうかという、単なるそれだけの指標になると思います。

それで、100%を超えないと逆に赤字ですので、収入で賄えていないということになります。ただし、健全とは言いながらも、一般会計からの繰入金が相当額ありますので、この部分は、それも見越して100%を超えているので健全ですという言い方をさせていただきました。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 なかなかつらいところですけども、じゃ、今、本間課長の説明でいうと、令和2年度は102%からとんとんと、3年度で100%だったのが108%だから、その尺度の会計上において健全化が図られているということなんですけれども、企業債も幾らでしたか、残高で46億円で、なかなか下水道の接続も進まない、岩瀬の工事もある、一般会計の繰入れもあるという中で、何と表現したらいいか分からない、難しいんですけども、この辺がちょっともどかしいところがあります。

決算審査ということで、ここで課長に質疑をしないといけないんですけども、その辺、どう考えますかね。

○西山丈由委員長 下水道課長。

○本間健史下水道課長 下水道事業会計につきましては、前々から一般会計からの繰り出し、こちらからすると繰入れという形になりますけれども、そこに依存しているのは当然あるわけですし、そういう状況の中で、令和5年1月に使用料を値上げさせていただいていると。その部分で、先ほど説明いたしましたけれども、5,000万円ほどそれを改善したというところはありませんで、さらに今後、令和9年1月をめどに、もう一度値上げを、今目標にしております、そこでさらに改善をしたいというふうに思っています。

今画面共有させていただいていますけれども、5ページの中の他会計補助金という、いわゆる法定外繰入金ということになりまして、その上に書いてあります他会計負担金というのは、これは国で認められている、この部分は、足りない部分は一般会計から出していいですよという、そういう金額になっておりまして、ですから、この(3)の他会計補助金というここをなるべく減らしていくということで値上げを令和9年1月、今使用料の段階でいきますと、前回のときに120円、立米当たり120円ということで値上げをいたしまして、今度令和9年1月には、立米当たり150円ということでの値上げということで今のところ考えて進めております。

以上です。

○西山丈由委員長 ほかに。

川田委員。

○川田真也委員 よろしくお願ひします。

今のところに関係するかどうかと思うんですけども、ちょっと質問しようとしたんですけども、要は使用料が原価割れしているということで、今お話伺ったんですが、令和9年1月に150円にするよということで、ツーペイの使用料と単価が、原価率が同じになるのかなと思うんですが、これ企業と個人宅とで、一律で料金というのは違うんだろうけれども、上げ率とかというのはどんな感じであれなんでしょうか。

○西山丈由委員長 下水道課長。

○本間健史下水道課長 使用料といたしましては、1立米から20立米までが2,000円、それ以降は、プラス1立米当たりだと幾らというよう上がり方をされていて、それ以上、何立米以上だと幾らですよというのになるので、実際は企業と民間、一般の家庭では差がないと。使えば使うだけ、それと当てはめた式でなっているということです。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

ただ、今後、使用量が多い企業の方のほうが、やはり個人の市民の方と同じだということ、値上げしたときにあれなんですけれども、その値上げのタイミングで、例えば企業でめっちゃ出るところがあると思うんですが、例えばパチンコ屋さんとか、下水道つながっていないのかな。浄化槽なのかもしれないけれども、そういう下水道を接続している使用量が多い方というのは、やはり差別化というか、値上げしていかないと、結局150円で150円だと、幾ら接続が増えても、結局同じじゃないですか。逆に工事を進めるわけで、結局はまたマイナスになっていっちゃったりしちゃうんじゃないのかなと思うので、値上げのタイミングでいろいろ試算をしていただいて、できるだけ健全化に向けて頑張っていたきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○西山丈由委員長 下水道課長。

○本間健史下水道課長 企業でも大口のところではいきますと、製品を作っているところは、それ以上にまた流してくれるというところもありますので、ですから、金額でいけば、そこそこ負担にはなっていると思います。

大企業でそこをまたさらに上乗せでということになると、企業の負担というのはかな

り大きくなるのかなというふうには考えておりまして、年度は分かりませんが、創味食品が接続するということになれば、1日当たり大量に排水をするということになりますので、そういった部分では、処理費用も当然かかるんですが、使用料としての実入りはかなり多くなるかなというふうには考えておりますので、いろいろ試算をしながら使用料改定については検討していきたいと思います。

以上でございます。

○川田真也委員 ありがとうございます。

○西山丈由委員長 ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論はないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第65号 令和5年度羽生市下水道事業会計決算は、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○西山丈由委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

50分まで休憩します。

午前10時40分 休 憩

午前10時52分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号 令和5年度羽生市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、別冊1についてを議題といたします。

国保年金課長に説明を求めます。

説明は簡潔に願います。

国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 国保年金課長の加藤でございます。どうぞよろしくお願いします。

同席職員の紹介をさせていただきます。

国保係長の松本でございます。

○松本俊一国保係長 松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤昌英国保年金課長 収納課も出席しております。

○水谷幸治収納課長 失礼いたします。収納課長の水谷でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

また、本日同席させていただいています職員を紹介いたします。

収納係長の小島です。

○小島史愉収納係長 小島です。よろしくお願いします。

○水谷幸治収納課長 着座にて失礼いたします。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 それでは着座にて説明のほうをさせていただきます。

議案第60号 令和5年度羽生市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

今画面のほう、歳入歳出決算書の304ページ、305ページのほうをお開きしております。

国民健康保険特別会計全体の歳入合計は、予算現額58億4,305万4,000円に対して、収入済額59億344万4,762円で、調定額に対する収入割合は97.2%でございます。なお、不納欠損額は1,135万492円、収入未済額は1億5,860万1,945円ございました。

ページをめくらせていただきます。306ページ、307ページをご覧ください。

歳出合計は、支出済額54億197万6,671円で、執行率92.5%でした。なお、歳入歳出差引残額は5億146万8,091円で、うち5,000万円を国民健康保険基金へ繰入れいたしました。

ページめくらせていただきます。308、309ページをご覧ください。

それでは、こちらの歳入歳出決算事項別明細書に基づき、歳入の主なものをご説明申し上げます。なお、収入済額と備考欄を中心として説明をさせていただきます。

まず、第1款国民健康保険税については、調定額11億7,756万2,585円に対し収納済額は10億1,393万1,011円で、全体の収納率86.1%でした。

なお、不納欠損額等の内容については収納課長から説明申し上げたいと存じます。

○西山丈由委員長 収納課長。

○水谷幸治収納課長 それでは、収納課所管部分につきましてご説明申し上げます。

国民健康保険税の徴収に関する事項につきまして説明申し上げます。

歳入歳出決算書明細書の308、309ページの第1款国民健康保険税の項、右から3番目の不納欠損額の欄をご覧ください。

令和5年度の不納欠損額は合計1,086万6,408円、202件となり、対前年度比1,235万3,057円、162件の減でございました。この内容を申し上げますと、地方税法第18条の規定に基づき、徴収権が5年経過したことによる消滅時効、同法第15条の7第4項の規定に基づき、執行停止が3年間継続したことによる納税義務の消滅及び同条第5項の規定に基づき、納税義務者の死亡や無財産などで市税を徴収することができないことが明らかになる場合の即時消滅でございます。

内容といたしますと、消滅時効として124件、482万100円。納税義務者の消滅として、同法第15条の7第1項第1号による無財産が25件、80万2,854円。同法第2項による生活困窮が24件、162万1,154円。同項第3号による居所不明は今回ゼロ件でした。

〔「すみません、貧困は何件でしたか、もう一回お願いします」と呼ぶ者あり〕

○水谷幸治収納課長 生活困窮が24件あります。

続けさせていただきます。最後に、即時消滅が29件、362万2,300円でございます。

続きまして、不納欠損額の欄の右、収入未済額をご覧ください。

現年度分及び滞納繰越分を合計して、1億5,276万5,166円、件数は1,386件となり、前年度比としまして57件、413万6,469円減となりました。

また、徴収済額を調定で割った国民健康保険税の全体の徴収率につきましては

86. 1%で、前年度比と比較しまして1.0ポイント上昇しております。

今後、効果的な滞納整理に努め、収入未済額の縮減と徴収率の一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 続きまして、再度国保年金課から説明申し上げます。

下のほうに下がりまして、第2款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目災害臨時特例補助金19万6,000円は、東日本大震災に伴い、特定区域から転入した被保険者の国保税及び一部負担金の減免に対する国庫補助金です。

ページめくらせていただきます。310、311ページをご覧ください。

説明欄の社会保障・税番号制度システム整備補助金14万円は、名称はシステム整備費補助金となっておりますが、マイナ保険証の周知広報事業に対するものでして、マイナ保険証の利用促進PRパンフレットを被保険者証の一斉送付の際に同封しましたが、そのパンフレットの印刷費に対する国庫補助金でございます。

続きまして、説明欄、出産育児一時金補助金8万4,000円は、これは令和5年度限りの補助金でございます。出産育児一時金の費用に対して、1件50万円分につき5,000円の補助金が国から概算で交付されたものでございます。

続きまして、第3款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金は収入済額は、総額38億8,133万8,676円でございます。

内訳といたしましては、こちら備考欄をご覧くださいいただければと存じます。普通交付金37億9,521万676円は、保険給付費等の支払いに対する交付金です。下の段、特別交付金8,612万8,000円は、市町村の財政状況その他特殊要因や事業に応じた調整を行う目的で県から交付を受けたものです。

続きまして、第6款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金3億5,725万573円は、国保財政上の制度による法定繰入金で、一般会計の第3款民生費、第1項社会福祉費、第4目国民健康保険事業費、第27節繰出金から支出されたものでございます。

第1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）1億4,619万5,900円は、低所得者に対する国保税の軽減相当額を一般会計から繰り入れるものです。

第2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）9,270万5,327円は、保険税軽

減となる低所得者数に応じ、平均保険税の一定割合を繰り入れるものです。

続きまして、未就学児均等割保険税繰入金 209 万 3, 295 円は、未就学児に係る保険税の軽減分を繰り入れるものです。

312、313 ページをご覧ください。

第5節出産育児一時金等繰入金 595 万 9, 366 円は、出産育児一時金に対する繰入れでございます。

第6節財政安定化支援事業繰入金 2, 522 万 7, 531 円は、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化のため繰入れで、基準額が県から示されます。

第8節産前産後保険税繰入金 7 万 6, 154 円は、令和5年度からの新規項目となります。令和5年12月議会で国保税条例を改正した、出産した被保険者の保険税を4か月または6か月免除するに当たり、免除相当額を一般会計から繰り入れるものです。

第2項基金繰入金、第1目国民健康保険基金繰入金 1 億 8, 000 万円は、羽生市国民健康保険基金を取り崩して繰入れしたものです。

第7款繰越金、前年度繰越金は 4 億 4, 765 万 4, 968 円でした。

第8款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第1目延滞金、一般被保険者延滞金 681 万 2, 711 円は、国保税の納付が遅れたことによる延滞金です。

ページめくらせていただきます。314、315 ページをご覧ください。

第4項雑入、第1目一般被保険者第三者納付金 1, 176 万 4, 877 円は、交通事故など第三者行為を原因とするけがの治療費等に対し、加害者から損害賠償で支払われたものです。前年度と比較して大きく増えておりますが、こちら 800 万円を超える案件が1件ありまして、そのため大きく増えたものでございます。

第3目一般被保険者返納金 384 万 3 円は、資格喪失に伴う無資格者受診や、負担割合の変更等による返納金です。こちら前年度と比較して逆に減っておりますが、令和4年度に労災認定された案件1件が 435 万と大きく、その影響で差額が出てございます。

第5目雑入 42 万 9, 060 円は、資格喪失に伴う出産育児一時金の返還金と特定健康診査の重複受診による返還金でございます。

以上、歳入の主な説明です。

続きまして、歳出のほうについて申し上げます。

316、317 ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費より説明申し上げます。

まず、備考欄の一般管理事業1，898万4，034円は、国民健康保険に関する事務の主な諸経費です。

主なものとしたしましては、12節委託料のうち電算処理委託料997万348円は、国民健康保険事務に関する共同電算処理等に係る委託料です。こちら令和4年度と比較して300万円の増となっておりますが、こちら昨年12月に補正予算対応を行いました臨時の電算システム改修によるもので、こちらも産前産後保険税免除対応のためのものでございます。

ページめくらせていただきます。318、319ページをご覧ください。

第2項徴税費、第1目賦課徴収費の賦課事業441万6，892円は、国保税の算定、納税通知書の作成、発送を行う事務経費です。

続きまして、徴収事業313万1，239円は、国保税の徴収に係る経費で、督促状や催告書の発送や、収納消し込みの委託料等になってございます。

ページめくらせていただきます。320、321ページをご覧ください。

第3項運営協議会費、運営協議会事業13万7，628円は、羽生市国民健康保険運営協議会の運営経費です。

続きまして、第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費保険者負担金32億6，262万8，196円は、一般被保険者分の医療費でございます。

第3目一般被保険者療養費保険者負担金2，049万5，703円は、柔道整復及びコルセット等に対する給付費です。

第5目審査支払手数料、診療報酬審査支払手数料797万5，982円は、国保連合会へ委託しているレセプト審査手数料です。

第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費保険者負担金4億8，417万6，383円は、被保険者が同じ月に限度額を超えて一部負担金を支払った場合にその超えた額を保険者が負担するものです。

ページめくらせていただきます。322、323ページをご覧ください。

第3目一般被保険者高額介護合算療養費保険者負担金57万2，694円は、国民健康保険分と介護保険分の両方の自己負担額を合算し、1年間の限度額を超えた場合に、その超えた額を保険者が負担し後日払い戻すものでございます。

第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金893万9，049円は、被保険者の出

産１８件に対する一時金です。

第５項葬祭諸費、第１目葬祭費５１０万円は、１件５万円の葬祭費の１０２件分の支出でございます。

ページめくらせていただきます。３２４、３２５ページをご覧ください。

第６項傷病手当諸費、第１目傷病手当金６万７，８４０円は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした国民健康保険に加入している被用者に対して、一定の条件を満たした場合に傷病手当金を支給するものです。令和５年５月８日から、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行したため、それ以前に感染した方の申請遅れといえますか、そちらの分になります。

続きまして、第３款国民健康保険事業費納付金、中段中央の、今支出済額のところにポインターを合わせております。全体では１４億２，１８９万５，８１１円でございます。埼玉県の手引額を納付金として支出したものです。内訳といたしましては、医療給付費分９億３，３７９万５，７３９円、後期高齢者支援分３億６，８７９万７，７９８円、そして介護納付分１億１，９３０万２，２７４円となっております。

ページめくらせていただきます。３２６、３２７ページをご覧ください。

第５款保健事業費、第１項保健事業費、第１目保健衛生普及費、備考欄、保健衛生普及事業費１，４４９万７，２４０円につきまして、主なものといたしましては、１１節役務費、郵便料２１０万９，３３６円は、年６回の医療費通知及び年４回のジェネリック医薬品の差額通知の費用です。

１２節委託料、健康づくり事業委託料７６万８，０００円は、羽生市健康運動普及推進協議会へ健康運動事業を委託したものです。

第１８節負担金補助及び交付金のうち、糖尿病性腎症重症化予防対策事業負担金１５２万２，９２４円は、本事業の事業主体である国保連合会に支払った負担金でございます。

続きまして、交付金、人間ドック等助成金９８７万４，５００円は、人間ドック及び脳ドックの受診に対し１件当たり上限２万円を助成したもので、合計４９４人の利用がありました。

第２項特定健康診査等事業費、第１目特定健康診査等事業費３，４３３万５，８１５円は、特定健康診査及び特定保健指導等に要した経費です。主なものといたしましては、１０節需用費のうち印刷製本費１０８万８，２３０円は、特定健康診査受

診に關しての記念品等の消耗品費及び特定健康診査パンフレット等の印刷製本費です。

11節役務費、郵便料165万8,689円は、特定健康診査の受診券及び受診勧奨通知等發送のための郵便料です。

ページめくらせていただきます。328、329ページをご覧ください。

委託料のうち、特定健康診査等委託料は3,072万6,564円は、特定健康診査及び特定保健指導に係る業務委託料です。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金のうち、第1目一般被保険者保険税還付金339万5,100円は、保険税の過誤納還付金です。

ページめくらせていただきます。330、331ページをご覧ください。

第5目償還金4,677万6,009円は過年度の普通交付金等の精算に伴う償還金でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次發言を願います。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 327ページの下の方に、先ほど説明があつた特定健康診査等事業、こちらが令和5年度は32.8%の受診率だつたと。その前の令和2年度の決算のときは34.7%と、受診率が下がっているということで、どうして下がつたとか、そういった分析というのはされているのかお伺いたします。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 おっしゃるとおり、残念ながら令和4年度から令和5年度に対して受診率が下がってしまったというところで、非常に心苦しいところではあります。取組としては、受診期間の延長でありますとか、そういったことを行なっておつた、今まで7か月間だつたところを2月末までということで2か月間延長するということで受診機会の拡大も図つたところだつたんですが、残念ながらこちらにも上がらずということでして、分析といたしましては、例年12月末に、やはり最後ということで駆け込みの受診も非常に多うございまして、そちらの方たちが、もしかすると、私たちの周知不足もあり、もう終わってしまったということで受診されなかったのではないかなというふうに考えております。また、被保険者全体も減少しておりまして、特に気を遣つて受診していただいている高齢の方たちが今、後期高齢者のほうに移りつつというか、ほぼほ

ば移りつつありますので、そちらの方たちが抜けていったためではないかなというふう
に考えております。

いずれにいたしましても、年齢層の若い方たちに受診いただけるような取組を今後も
続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 生活習慣病の予防ということなんですけれども、実際羽生市における生
活習慣病によってどれぐらいの医療費の割合になっているのか。そういったことという
のはどう認識しているのかお伺いいたします。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 羽生市の医療費の中で、やはり医療費が高い疾患の中、順位も
ありまして、やはり糖尿病のものが非常に高いような状態でありまして、順位が、令和
5年度の医療費分析で1位、糖尿病、2位、統合失調症、3位が慢性腎臓病、透析をし
ている方、4位が関節疾患、5位、高血圧症というところで、糖尿病が一番取り組まね
ばならない医療費が高いものという形で認識しております。

今のところ、羽生市としては、糖尿病性腎症重症化予防事業という長い名前の事業を
国保連合会と連携してやっているところなんです、こちらもなかなか、最終的には保
健指導を行なっていく取組なので、なかなか医療費のほうにすぐ反映したのが見極め
にくいところでもありますので、丁寧に取り組んでいくしかないのかなというふうに考え
ているところです。

以上でございます。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 今後、その辺を抑制していくというので、どういう取組をしていくとか、
何か考えていることというのはあるんでしょうか。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 医療費適正化の取組になってくるんですが、今、羽生市として
取り組んでいるのは、重複多剤の取組を力を入れていきたいというふうと考えておりま
す。同じような薬が複数の医療機関から処方されている方、例えば湿布が、この医療機
関からも、この医療機関からも2つかかっている医療機関から出ているとか、そうした
ときに、ちょっと多過ぎじゃないですかとか、実はそれぞれの、例えば肘と膝とかで

別々で出ている場合もあるんですが、よくよくお話を伺ってみると、ちょっといろんな考え方もあって、とにかくたくさん欲しいみたいな考え方で受診されてしまう方もやっぱりいらっしゃるので、そういったところに、ちょっと必要な部分だけにしようとか、逆に余ってしまっても無駄になってしまうといいますか、なので直接の問い合わせを通知によって行なっていきたいと思っております。

以上でございます。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑は。

昆委員。

○昆 佳子委員 323 ページの出産育児一時金支給事業の件ですけれども、当初1,500万円見込んでいたかと思うんですが、今回893万円の支給、交付ということになってしまったんですが、やはり出産が少なくなっているという現状でしょうか。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 委員さんおっしゃるとおりで、人口減少の兼ね合いではあるんですが、出産そのものが市全体として減っているところ、なお国保の方たちもそれに付随して出産が減っていると、そういう流れになってございます。

○西山丈由委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 令和5年度は18件だったんですけれども、令和4年度、令和3年度というのは何件だったか教えていただけますか。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 申し上げます。令和4年度は24件、その前の令和3年度もやはり24件、その前が令和2年度26件という、そういう形なんですけれども、もうここ近年、30件を切っておりまして、私の手元にある資料で一番多かったのが平成26年の50件。私の手持ちの資料で分かる範囲では徐々に減ってきております。繰り返になってしまうんですが、まず人口減少、それから少子高齢化、その2つの要因で出産は減っているところではございます。

以上です。

○昆 佳子委員 ありがとうございました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

中島委員。

○中島直樹委員 ちょっと教えてください。

さっき柳沢委員の質疑に対して、一番上が糖尿病で、次が統合失調症とかというのがありましたけれども、統合失調症の人がどんな診療を受けるんですか。どんな診療を受けるというか、統合失調症というのもすごく幅があると思うんですけれども、どんな様子なんでしょうか。

○西山丈由委員長 健康福祉部長。

○塚本 恵健康福祉部長 統合失調症に関しましては、やはり医療費を上げている理由といたしましては、入院治療を長期にわたってしている方が多いという現状がございます。

これに関しましては、羽生市だけではなくて、全国的にその傾向がございます、以前よりは医療機関のほうで、なるべく早い社会復帰を図れるようにという働きかけがされている状況ではございますが、やはりどうしても高齢の統合失調症の患者さんに関しましては、長期療養をされている方が多いという現状でございます。

以上です。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 ちょっと教えてくださいね。10年ぐらい前までは、羽生市内で訪問看護、介護じゃなくて看護の事業所というと羽生総合病院しかなかったんですよ。羽生総合病院しなくて、ここのところ全国的に訪問介護じゃなくて訪問看護という、言わば表現として、企業であっても今できるから、ビジネスモデルができた中で、その中で統合失調症、精神疾患の人に特化した訪問看護事業所というのが、全国的に爆発的に増えている。この人が統合失調症で通院を受けながらあるいは統合失調症で施設に通いながら訪問看護を受ける。この訪問看護の看護のサービスの部分というのは、国保だったら国保の何かを払われるんですかね。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 おっしゃるとおりです。医療分として国保の被保険者には国保のほうから給付がなされます。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 決算からずれちゃうかもしれないですけども、近年、先ほども申し上げたとおり、市内あるいは恐らく加須も、行田は把握しているんですけども、加須もそう、全国的に近隣もそうだと思うんですけども、この訪問看護、精神疾患に関した

統合失調症の事業所がすごく増えた中で、本当にそれでありなのかというような事業所が、医療サービスとして、例えば散歩に行くとか、一緒に掃除をするとか、部屋の掃除をするとか、あと30分ないし話し相手になる。表現に気をつけなきゃいけないけれども、すごくその様子を目の当たりにすると、疑義がある。こういうところでやっぱり保険が使われているということで、国保の支出が増えてくるというところで、行政としては今どうしようもないんですかね。

○西山丈由委員長 健康福祉部長。

○塚本 恵健康福祉部長 今、中島委員さんからお話をいただきました統合失調症の方の訪問看護として、やはり散歩の付添いや話を聞くという傾聴というのも、やはりこれは医療行為に当たる部分でございまして、やはりなかなか外出を1人ではできない方のそういう援助というところになりますので、一概にそれが不正の看護の請求というところには当たらない可能性もございます。

しかしながら、やはりこれだけ件数が増えておりますと、そういった不正に請求して不正に事業をするという方も出てくる可能性というのはございますので、その辺は市のほうでも、国保のほうでも、やはり適正に支給できているかというところは今後も気をつけて見ていかなくてはいけないと考えております。

以上です。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 一概にそれが不正というか、過剰とも言えないし、かといって、私の知る限り、やっぱり必要ないだろうという方も、医者や診断を受けているであろう、明らかにという件数がやっぱり頭の中にぼっと浮かぶだけでも相当数あるんですよね。

なので、その辺は福祉課のほうなんかで相談員がという方もいらっしゃるでしょうから、ぜひその辺は今後の医療費、国保に関してですけれども、国保だけじゃないんですけども、医療費抑制のために、ぜひいろんな相談員のいる事業所とか委託しているところがあるじゃないですか、市の福祉課なんかもししっかりと情報交換しながら、そういった部分の医療費抑制に努めないと、このままほうっておくととんでもないことになるんじゃないかなと思うぐらいの状況だというふうに理解しているので、その辺はいかがでしょうか。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 当課の事業の中でレセプト点検というのをやっけていまして、実

際に医療行為が行われて、さて、じゃどういふうなものが行われたのかというのも、点検員の方を委託しているんですけども、そちらにおかしいものというのはあれですけども、適正な請求ではないのではないかとというのが、請求を受けて国保連合会のほうで支給のほうを行なっている。そちらのほうにこの点検結果を戻して、それで再度点検ということであれば、それは違法というか、適切じゃなかったという言い方がよろしいですかね。でなければ、それは返戻という形で、医療費の返還もありますけれども、そういった取組を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 なかなか身体的、例えば内部疾患と違って、やっぱり精神疾患は見えるようで見えないもので、本人の気持ちだったりとか、気持ちと意識も一緒か、あとなかなか統合失調症の人なんかだと、少し前、部長と話したのかな。割と統合失調症というふうに診断を受けて、なかなか診断を受けてから、そのとき診断を受けたけれども、加齢するに当たって、その症状が和らいでいく人もいるんでしょうけれども、多くの方はそこに知的障害が伴ったりなんかすると、そういった状況が重くなってくる傾向があると思うんですけども、なかなか難しいのは、レセプト点検などいろいろな問題があるは分かるんですが、そういった実情があるということをぜひ理解していただいて、そういった医療費抑制に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 先ほど説明でも不納欠損とか滞納とか、そういう話がありました。その中で、滞納して不納欠損ではなく、減免とかそういった方向につなげられないのかということ、それはどうなのでしょう。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 減免に関しても、やはり多くは滞納が始まってからの相談になってしまうのが実際です。なので、滞納になっていく中で、ご本人様が今どういった生活状況にあるとか、ちょっともうこのままでは納付はもう難しいとか、そういったご相談も既にさせていただいてまして、また条件などで、これは減免するような条件には当てはまる場合などは、もうこちらのほうから、今の状況では減免に該当しますよとか、例えば火災とか、そういったものも含めてですけども、状況が明らかなものとかは、

もちろん申請主義にはなっているんですけども、それだと当然市民の方は分からないので、この申請をいただければ減免になりますので、これとこれを用意してくださいというふうにお伝えします。どうしますかという言い方だと、本当になかなか進まないですよ。選択肢をお知らせするのではなくて、もう申請してくださいというふうにお伝えするようにしています。

そうでないと、中にはやはり、皆さん課税されているんで、納めないといけないというか、義務なんだから納めないといけないだろうととても真面目な方もいらっしゃる。だから、これは申請しないで私は頑張るというふうにおっしゃる方もいる、ほぼいないんですけども、中にはやっぱりいる。スタートラインのところで減免のことをお伝えしても渋る方もやっぱりいらっしゃるんですけども、いやいや減免できるものなんですから、大手を振って申請していただいていた方がいいんですということでお伝えして、ただ書類とかは整わないとまずいので、それは整えてもらいますけれども、それで間違いなく漏れないように、親身になって寄り添ってやらせていただいているつもりではございます。

以上でございます。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 減免という割には結構金額も多かったり、件数も不納欠損とかになってくるのは多いと感じるんですけども、その辺というのはどうなんですか、その状況としては。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 相談の中で、まず減免でスタートできる方たちは課税のほうで、例えば10万円となっているのが減免して8万円になりますとか、そういう形になって、まずそこまでやってみて、それでもなおちょっと難しいということであれば、収納課のほうで相談させていただいて、ちょっとこれは欠損で落としていこうとか、そういった相談はさせていただいているところでございます。よろしいですか。

賦課担当である私のほうからは、今そのような対応でございます。

○西山丈由委員長 収納課長。

○水谷幸治収納課長 収納課からのご説明をさせていただきます。

今、柳沢委員のほうから不納欠損の関係の数字のことをお問合せいただいたんですが、ここ10年の中で、収納率が年々上がっておりまして、3.3ポイント上がっているん

ですが、その反面、不納欠損のほうも精査させていただきまして、加藤課長から減免の話があったんですけれども、減免の場合には、納期減の関係がありまして、過去のものに対しましては、私どものほうで財産調査をさせていただきまして、納付資力がないと思われる方に関しましては、先ほど申しました生活困窮という該当をさせていただきまして、3年停止という形のほうを取らせていただくような状況でございます。

また、この10年間の中で不納欠損の金額というのも年々落ちております。こちらのほうは、やはり精査させていただいておりまして、そういったものが落とすべきものがだんだんと落ちてきたのかなというところで私どもは考えております。

以上です。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 今、実際滞納されている方の件数とか金額とかはどれぐらい現状あるのか、割合がどれぐらいなのか、その滞納の割合、それについて伺います。

○西山丈由委員長 収納課長。

○水谷幸治収納課長 先ほど滞納繰越のほうでご説明させていただいたんですが、今年度、令和6年度に持ち越した滞納繰越分としましては、1億5,276万とご説明しましたが、件数にしまして1,386件、1,386世帯というんでしょうか、のものを繰越しさせていただいております。

こちらのほうに関しましては、年々少しずつですが、微減という形になっているんですけれども、不納欠損に関しましては、昨年度は364件の不納欠損、金額にしまして2,300万円になるんですが、今年度におきましては、202件という形で、少しずつですが、少しといっても162件なんですけれども、こちらのほうを、私どものほうの分析としましては、精査した上で、少しずつですが、納付できない人たちも減ってきているのかなというふうに考えております。それは収納率のほうの向上もあるので、その辺は収納課としては、ちゃんと納付すべき人には納付していただく、納付できない方に関しては、私どものほうから強制的な停止を心がけているというように考えております。

以上です。

○西山丈由委員長 ほかにはございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 議案第60号 令和5年度羽生市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

羽生市の令和5年度決算付属資料によると、国保税の滞納繰越分の徴収状況は、収入未済額は9,884万5,722円、収入未済件数は688件です。国保税が高くて、支払えない状況がここに現れていると思っております。

法定外繰入れを行うなど、国保税を引き下げる対策を実施して、支払える金額にしていくべきだと考えます。

以上反対といたします。

○西山丈由委員長 ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論も尽きたようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第60号 令和5年度羽生市国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○西山丈由委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時34分 休 憩

午前11時37分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号 令和5年度羽生市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、別冊1についてを議題といたします。

国保年金課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 引き続きよろしくお願いします。国保年金課の加藤でございます。

同席する職員を紹介させていただきます。

後期高齢年金係長の山畑でございます。

○山畑佳菜後期高齢年金係長 後期高齢年金係長の山畑と申します。よろしくお願いいたします。

○加藤昌英国保年金課長 では着座にて説明をさせていただきます。

今、画面のほう、決算書の373、374ページをお開きしております。

議案第63号 令和5年度羽生市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

上段の歳入のところから申し上げます。

予算現額13億5,639万6,000円に対し、収入済額13億4,458万7,365円です。調定額に対する収入済割合は99.7%、不納欠損額は47万1,500円、収入未済額は395万4,200円です。

下段、歳出の歳出合計をご覧ください。

支出済額13億2,732万6,301円で執行率は97.9%でした。歳入歳出差引残額は1,726万1,064円です。

令和4年度決算における歳入歳出差引残額6,147万2,647円と比較して、4,400万円の減となっております。こちら、極端に歳出が多かったですとか収入が少なかったというのではなく、令和5年度の予算を組む段階で、令和4年度の決算による繰越金が6,000万円あるということで、一般会計の繰入金のうち、繰入金を計上せず繰越金を原資として賄ったことによるものでございます。

ページめくらせていただきます。375、376をご覧ください。

事項別明細書に基づき、歳入から主なものを説明させていただきます。

まず、第1款後期高齢者医療保険料については、調定額5億5,943万7,100円に対し、収入済額は5億5,501万1,400円で、全体収納率は99.2%でございます。

続きまして、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目後期高齢者医療費繰入金

5億1,322万8,898円は、埼玉県後期高齢者医療広域連合の試算に基づき、後期高齢者の総医療費から自己負担分を控除した額の約12分の1を市が負担するものです。

第2目保険基盤安定繰入金1億4,560万9,213円は、低所得者等の保険料軽減分に対する繰入金です。

第4款諸収入、第2項償還金及び還付加算金、保険料還付金53万1,800円は、過年度分の所得の更正、死亡などの資格消失が生じた場合の還付金及び還付加算金でございます。

第3項広域連合委託金、健康診査委託金2,913万3,704円は、広域連合から市に委託された健康診査に係る経費の収入分です。

ページめくらせていただきます。377、378ページをご覧ください。

備考欄の第4項広域連合補助金、後期高齢者保健事業等補助金399万8,868円は、健康診査結果の医師からの保健指導実施費用に対する補助金等です。

第5項雑入、医療給付に要する経費還付金3,558万3,235円は、令和4年度分の後期高齢者医療費の市負担分の精算により、広域連合から還付されたものです。

第5款繰越金6,147万2,647円は、前年度からの繰越金です。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

ページめくらせていただきます。379、380ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目総務管理費よりご説明申し上げます。

まず、備考欄の総務一般経費422万2,835円は、後期高齢者医療保険に関する事務の諸経費です。主なものといたしましては第11節役務費、郵便料341万882円は、保険証発送等の郵便料です。前年度と比較しまして、239万円減額しておりますが、令和4年度は被保険者の窓口負担割合の2割負担制度、こちらが始まったことにより、7月と9月の2回、保険証を発送しておりまして、その分高かったものでございます。

続きまして、第13節使用料及び賃借料、電算処理システム使用料72万6,000円は、総合行政システムの使用料です。こちらも前年度と比較して15万9,310円の増ですが、こちらの要因は使用料の月額単価が4万7,224円から6万500円に約1万3,000円増額となったことによるものです。

続きまして、第2項徴収費、備考欄、保険料徴収事業263万5,493円は保険料

の賦課徴収のための事務経費です。

続きまして、第2款後期高齢者医療広域連合納付金、備考欄、保険料納付事業、第18節保険料納付金6億9,947万3,163円は、被保険者に納めていただいた保険料と、保険基盤安定繰入金を原資として、埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付したものです。

備考欄、広域連合運営事業、18節負担金補助及び交付金5億4,682万6,456円の内訳でございます。

次のページをめくらせていただきます。

一番上になります、後期高齢者医療費負担金5億2,571万2,868円は、総医療費に対する当市の負担金です。

広域連合事務費負担金2,111万3,588円は、広域連合の運営に係る事務費に対する市の負担金です。こちら前年度と比較して769万円の増額となりますが、この要因は、後期広域連合の標準システムの更改に係るシステム改修費用や機器更新費用の増、それから被保険者の増による通知書作成及び郵送料の増によるものと広域連合から伺っております。

続きまして、第3款保健事業費でございます。備考欄、後期高齢者保健事業3,805万454円は、健康診査及び人間ドック等助成に係る経費及び事務経費です。主なものといたしましては、第12節委託料、健康診査等委託料3,465万6,714円は、健康診査等に係る委託料で、3,014人が受診いたしました。

第18節負担金補助及び交付金、人間ドック等助成金272万円は、136人に対し人間ドックまたは脳ドックのいずれかの受診につき、2万円を上限に助成したものでございます。

第4款諸支出金、第1項償還金、還付金及び還付加算金、備考欄の保険料還付金及び還付加算金の還付金53万4,900円は、死亡等資格喪失に伴う保険料の還付金でございます。

第2目繰出金、備考欄、一般会計繰出金3,558万3,000円は、歳入のところでご説明申し上げました医療給付に要する経費還付金について一般会計へ繰り出したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○西山文由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第63号 令和5年度羽生市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○西山丈由委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時46分 休 憩

午前11時49分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第62号 令和5年度羽生市介護保険特別会計歳入歳出決算、別冊1についてを議題といたします。

高齢介護課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 高齢介護課長、本間でございます。よろしくお願いいたします。

同席をさせていただく職員を紹介させていただきます。

介護保険係長の小野塚です。

○小野塚 祐介護保険係長 介護保険係長の小野塚と申します。よろしくお願いいたします。

○水谷幸治収納課長 収納課の水谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○本間陽子高齢介護課長 着座にて失礼いたします。

議案第62号 令和5年度羽生市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

まず、決算書の340、341ページをお開きしております。

歳入は予算現額53億8,982万6,000円に対し、収入済額55億795万9,952円でした。

続きまして、342、343ページをお開きいたします。

歳出ですが、予算現額53億8,982万6,000円に対し、支出済額は53億6,441万1,517円で、執行率は99.5%でした。一番下にございます歳入歳出差引き残額は1億4,354万8,435円でした。

それでは、歳入よりご説明いたします。

344、345ページをお開きしています。

第1款介護保険料、第1号被保険者保険料は65歳以上の第1号被保険者の方に納めていただく保険料です。調定額11億6,561万690円に対して、収入済額11億4,599万8,795円で、現年分に滞納繰越分を含む徴収率は98.3%でした。不納欠損額404万4,900円は、収納課と連携し徴収に努めておりましたが、2年の時効等により363件分、不納欠損処理をいたしました。

また、収入未済額1,556万6,995円は、現年度分が202件、過年度分が186件の収入未済分です。

第2款国庫支出金11億4,896万1,761円は、国からの負担金及び補助金となっております。

第1項の国庫負担金は介護給付費に対する負担金で、第2項の国庫補助金は調整交付金と地域支援事業費に対する交付金です。

続きまして、346、347ページをお開きしております。一番上の第3款支払基金交付金13億5,900万9,764円は、第2号被保険者の法定負担分で、社会保険診療報酬支払基金を通して、市へ交付されるものです。

続きまして、その下の第4款県支出金8億2,492万9,616円は、介護給付費及び地域支援事業費分に対する県の法定負担分です。

次に、346ページの一番下にございます第6款繰入金について申し上げます。

第1項一般会計繰入金7億7,602万8,000円は、一般会計から繰り入れられ

たもので、市の法定負担分です。

続きまして、３４８、３４９ページをお開きしております。

真ん中ほどにございます第２項基金繰入金６，２８４万３，０００円は、介護給付費準備基金を取り崩し、繰り入れたものです。

次に、その下の第７款繰越金１億８，９４６万２，６３９円は、前年度からの繰越しです。

以上で歳入の説明を終わりとします。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

３５２、３５３ページをお開きしています。

第１款総務費、第１項総務管理費、第１目一般管理費は、介護保険の制度運営に係る経費です。

主なものですが、右側の備考欄の真ん中ほどにございます第１２節委託料のうち、介護保険事業計画策定委託料３８５万円は令和６年度から令和８年度までが計画期間の介護保険事業計画を策定した際の委託料です。

また、その下にございます介護保険システム改修委託料２６４万円ですが、今年４月施行の介護保険制度改正に対応するため、システム改修業務を委託したものでございます。

続きまして、第２項徴収費は介護保険料の賦課徴収に係る事務的経費です。

続きまして、３５４、３５５ページを開きます。

第３項は介護認定審査に係る経費となっております。第１目介護認定審査会費のうち、備考欄の介護認定審査会事業の主なものですが、第１節報酬、認定審査会委員報酬４５２万４，０００円は、介護認定審査会委員に対する報酬で、合計７５回の審査会を開催したものです。

その下にまいります。介護認定調査事業のうち、第１１節役務費の医師意見書手数料１，０９２万１，９００円は、介護認定申請に係る主治医の意見書、合計２，３１５件の作成手数料です。

次のページに移ります。３５６、３５７ページをお開きしています。

第２款保険給付費のうち、主なものについて申し上げます。

第１項介護サービス等諸費、第１目介護サービス等給付費、こちら右の備考欄を見ていただきますと、介護サービス等給付費４６億６７６万５，６７９円、こちらは要介護

認定を受けた方が利用した介護サービスに対する給付額になっております。負担金のうちの主なものですが、明細の上から4つ目の施設介護サービス給付費19億9,507万309円は特別養護老人ホームや老人保健施設などの入所者、延べ7,048件の給付費です。

次に、第2項、第1目介護予防サービス等諸費5,728万4,247円は要支援の認定を受けた方が利用した介護予防サービスへの給付費です。主なものですが、明細の1つ目、介護予防サービス給付費3,206万4,622円は、通所リハビリや短期入所生活介護など、延べ2,636件分の給付費です。

続きまして、358、359ページをお開きしています。

第3項高額介護サービス等費1億2,694万8,592円は、介護サービスを利用した際の自己負担額が、所得に応じた上限額を超えた場合、超えた分について給付される給付額で、延べ9,992件の給付費になります。

続きまして、その下の第4項高額医療合算介護サービス等費1,370万8,091円は、医療保険と介護保険の双方の利用者負担額を年間で合算し、自己負担額が一定額を超えたとき支給されるもので、延べ538件分の給付額となっております。

その下の第5項特定入所者介護サービス等費1億5,236万3,709円は、特別養護老人ホームや老人保健施設への入所、またはショートステイ利用に際しまして、所得の低い方の負担軽減を図るための食費や居住費に対する給付で、延べ9,327件支給いたしました。

次に、下のほうにございます第6項審査支払手数料263万5,520円は、埼玉県国民健康保険団体連合会に委託している介護報酬の審査支払いのための手数料6万5,888件分となっております。

続きまして、360、361ページをお開きしています。

第5款の地域支援事業費ですが、本事業は高齢者が要介護状態にならないように、また要介護状態になっても住み慣れた地域で生活ができるように支援するための経費です。

1つ目の第1項介護予防・生活支援サービス事業費のうち、第1目サービス事業費1億542万7,115円は、対象となる要支援等の方の訪問介護サービス、通所介護サービス等介護予防のサービスに係る負担金です。訪問型サービスが896件、通所型サービスが3,004件で、令和4年度と比較しますと、訪問型サービスが63件減少したのに対しまして、通所型サービスが127件増加しております。

続きまして、その下にございます介護予防ケアマネジメント事業費 1, 157 万 5, 596 円ですが、こちらは総合事業対象者に係るケアプラン作成に係る費用です。

続きまして、第 2 項一般介護予防事業費ですが、要介護状態となるのを予防するために実施した事業の経費です。備考欄の地域介護予防活動支援事業は主に、各地域で実施しているいきいき百歳体操や地域介護予防サポーターの養成講座等の経費です。

362、363 ページをお開きしています。

備考欄の第 18 節負担金補助及び交付金 106 万 2, 670 円は、いきいき百歳体操運営補助金です。その下にございます地域リハビリテーション活動支援事業は、いきいき百歳体操やはつらつ教室の普及支援のための経費となっておりまして、看護師が各会場へ巡回し、参加者の活動状況や健康状態の確認、助言等を行うほか、理学療法士による体力測定や定期的な指導を行っております。

続きまして、第 3 項包括的支援事業費・任意事業費のうち、第 1 目包括的支援事業費についてですが、備考欄にございます地域包括支援センター運営事業のうち主なものが、第 12 節委託料、地域包括支援センター運營業務委託料 4, 800 万円で、高齢者の総合相談窓口として、市内 3 か所でございます地域包括支援センターの運營業務委託料となっております。

続きまして、364、365 ページをお開きしております。

こちらの備考欄の一番上にございます在宅医療・介護連携推進事業ですが、主なものは、第 18 節負担金補助及び交付金の在宅医療・介護連携推進事業負担金 389 万 7, 972 円です。医療と介護の連携を強化するために、加須市と共同して北埼玉医師会へ事業委託したもので、当市負担分の金額となっております。

なお、委託内容のうちの一つとして、アドバンス・ケア・プランニング、通称人生会議の講座を 4 回開催しております。市の医師会にて普及啓発講師として登録いただいている先生に、自分がどのような最期を迎えたいとか、将来の医療及びケアなどについて、ご本人とご家族などが話し合いを行うということを普及するものです。

続きまして、認知症総合支援事業ですが、こちらは認知症の方に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう支援するもので、認知症初期集中支援チームや認知症カフェ事業補助金などに係る経費となっております。認知症カフェは、認知症の方やその家族が悩みや不安を相談できる集いの場で、12 回開催し、延べ 123 名の参加がありました。

続きまして、下のほうにまいります。

生活支援体制整備事業の第12節委託料468万7,400円は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる地域体制をつくるための事業を社会福祉協議会へ委託したものです。

次に、地域ケア会議事業ですが、地域会議は地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者が作成した介護予防ケアプランの内容などについて、理学療法士や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などの専門職が検討助言することで、高齢者の自立した生活を支援することやケアプランの質の向上などを目的に開催する会議で、令和5年度は10回開催し、18事例について会議を行いました。

続きまして、366、367ページをお開きしています。

任意事業は介護保険給付システムの保守や、認知症サポーター養成講座等の経費になります。

なお、認知症サポーター養成講座は10回開催し、延べ130名の参加がありました。

包括的支援・任意事業一般経費は、地域支援事業全体の各事業に係る事務経費になります。

368、369ページをお開きしております。

真ん中辺にございます第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金のうち、備考欄の第1号被保険者還付金及び還付加算金178万2,800円は、所得額変更などによる保険料の変更や、市外への転出、死亡等による還付です。

最後に、第2目償還金1億4,894万2,064円は前年度の国庫支出金、県支出金の精算に伴う国・県への返還金です。

以上で説明を終わります、よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 いきいき百歳体操が事業としてありますけれども、その事業効果というのは、どういう効果があったのかという分析はされているんですか。もう5年以上、こうした事業を開始してからたっていると思います。どういう効果があったのかとかは分析されているかどうかお伺いします。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 事業は始まって少したつのですが、実は今年度、1名、看護師を採用しまして、検証のための数値を今集めているところございまして、令和5年度中には、申し訳ございません、まだそこまではやっていなかったんですが、今年度、検証のほうを始めております。

以上です。

○西山丈由委員長 ほかに。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 介護もなかなか費用が払えない方は利用料の減免とか、そういった制度があると思いますけれども、そういう方は今何件くらいあったのかとか、どれぐらいの金額かというのを伺いたします。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 失礼しました。

介護保険料の減免としましては、東日本大震災の特例がございまして、こちらが令和5年度中に3名、6万5000円の減免を行なっております。令和4年度までは全額免除ではあったんですが、令和5年度は2分の1免除ということで、国のやり方に従って減免を行なっております。利用料の減免は、1人減免がございました。

以上です。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 利用料の減免1人ということだったんですけれども、なかなか十分利用料を払える方という人たちばかりではなく、結構生活が困窮している方も多いと受け止めているんですけれども、何かそういう減免制度とかというのは知らせていないから、皆さん知らないという可能性はないでしょうか。その辺、周知とかはどうされているのか伺います。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 高齢者のサービスを使う方に、皆さん必ずケアマネジャーさんがついておりまして、ケアマネジャーさんは本当にその方の生活状況とか経済状況、全て網羅して把握している方たちですので、ケアマネジャーさんを通じて、制度のほうのお知らせというのは常に行なっております。

以上です。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 認知症サポーター養成事業について、実績を教えてください。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 令和5年度中の認知症サポーター養成講座は、全部で10回開催しまして、130名の参加がございました。例えば、先ほどこっちとお話ししました認知症カフェとコラボで開催したのが3回ございます。あと広報で募集をかけまして、一般市民向けに2回開催しております。それと、准看護学校の生徒さんに1回開催しております。

それと、令和5年度から初めて組み入れていただいたのですが、社会福祉協議会で実施しています夏のボランティアプログラムで初めて中学生、高校生向けに1回、講座を開きました。それと、高齢者大学、手子林公民館でも1回開催しております。また、市の職員に対して2回開催しております。

講座は数年前から始めているものでして、累計4,298名が羽生市内で認知症サポーターになったという形になります。講座を受けた方には、このようなオレンジのサポーター証をお渡ししておりまして、4,000人以上お配りした状態になっております。以上です。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 いきいき百歳体操、今後高齢化が進んでいくのはもう明白であって、いきいき百歳体操の介護予防も含めたフレイル予防とかというところと、やっぱり認知証に対する理解というのがもっともっと理解を深めていかなきゃいけない世の中になっていると思うんですけれども、そういった中で、事業で徘徊高齢者ステッカー交付事業というのがあったと思うんですけれども、それについては、どれぐらいのステッカーが交付されたのか。また、ステッカーを交付したことによって、よかったねというような、ステッカーを交付したがゆえによかったねという事例はどれぐらいあったのでしょうか。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 今、ステッカーの件数は、申し訳ございません……。失礼しました。ありました。申し訳ございません。今、令和5年度中は12人追加になりまして、現在、総登録者数は48件になっております。

これが役に立ったということが実際最近ございまして、徘徊のステッカーを貼った方が、暗い夜道でカートを押して歩いているというのが警察のほうに通報が入りました。この登録の情報は、高齢介護課だけでなく警察と消防署で情報を共有しております。警

察のほうでそのステッカーの番号を見て、この方はどなたかなということで、その方の情報、顔写真とかも全て登録しておりますので、それでその方の身元が判明して、介護事業所のほうと連絡がついて対応が取れた。そのときはご自宅に送っていただいたのですが、そのように番号と名前とご住所、関係する介護事業所が把握できるような形になっております。

年間でいいますと、さほど多くはないのですが、私が高齢介護課に来てからは、情報が入っていないのかもしれないですけども、年間1件かそこらではございました。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 今、課長の説明だと、令和5年度で12人か、12枚というのかな、発行してと。累積で48件というのは、今までこの事業を始めてから48人の方にそのステッカーを交付したという理解でいいんですかね。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 死亡した方は登録を解除していますので、今現在、存命の方で登録しているのが48名ということです。そのとき、そのとき更新はしております。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 配布枚数というのは、累積でもっともっと増えるんですかね。今、登録が48件ということですけども。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 ステッカーが、こちらが申請していただくものではあるんですが、こういう事業、こういうステッカーがありますよというお話は、介護事業所だけでなく地域包括支援センターでも情報を共有していますので、必要な方にはお声がけして申請していただくので、増えるとは思いますが。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 いきいき百歳体操があちらこちらで話、今、柳沢委員のほうからもありましたし、あちらこちらで聞くんですが、認知症サポーター養成講座というのは実績を伺いましたけれども、今後やっぱり、今まで4,298人が受講されたということですけども、今話を聞くと、自治会のほうで、うちの自治会でも、個人でも、昨日ちょっと興味があって聞いたら、10人ぐらいの人を集めれば、役所のほうでその養成講座を開くための養成を受けた方が、その講座をやってくれるということなんですけれども、なかなかあれですか、こちらからやります、やりますよと事業所とか今の高校生ですか、

ボランティアとかということですがけれども、自治会の人、じゃあ近所の人とか、自治会でこういうグループがあるから、サークルでこういうのがあるから、ちょっとやってみてくださいよというのはまだまだ少ないんですかね。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 生涯学習講座にも認知症サポーター養成講座を入れておりまして、こういうのをやっていますよというのは言っているんで、例えば今年も民生委員さんの研修とかもありますので、コロナのときは大分数が減ってしまったんですが、大体年間10回前後で推移はしております。数としては少ないかどうかということですよ。

失礼しました。私がよく分かっておりませんでした。失礼いたしました。

人数が少なくてもそういう方がいますかという……。

○中島直樹委員 いや。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 失礼いたしました。

私が感じるころでは、まだまだちょっと少ないかなとは思っております。もっと草の根的ではございますが、広げていきたいということはあるのですが、講師の数も今のところまだ少ないので、これで殺到すると対応できなくなりますので……。

○中島直樹委員 なるほど需要と供給のバランスがあるわけですね。

○本間陽子高齢介護課長 はい。ですので、講師ができる人間を増やしていかなければいけないと考えております。

○中島直樹委員 以上です。

○西山丈由委員長 ほかに。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 介護保険料の滞納の状況というのはどうでしょうか。お伺いします。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 現年度の令和5年度分と、その前の分も全て集めると、延べで388件、金額にしますと1,556万6,995円が、収入、まだ足りない部分になります。

以上です。滞納額はそちらになります。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 滞納する理由とかというと、どういう分析をされているというか、どう
なんでしょうかね。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 介護保険料の9割は特別徴収で年金からの引き落としですので、
その残りの1割が普通徴収ということで納付書を発行するなどをしております。その中
で半分はコンビニで納付していただいています。それ以外が口座振替やその他になりま
す。普通徴収のうち入っていない部分が滞納になってくるのですが、ちょっとここ1年、
増えてきているので、やはり生活費にお金を回して、その介護保険料のほうに回すのが
後回しになっているという印象は受けております。ただ、介護サービスを使うときは、
少しでもいいからお支払いのほうはお願いしているので、滞納したまま、全く滞納した
まま介護サービスを利用している方は今のところいないんですが、やはりそういう方
とお話をしていますと、生活費のほうを優先するということで、介護保険料まではちょ
っと回らないというお話は聞いております。

以上です。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 そういう方への免除とか減免とか、そういうのというのはあるのかどう
かということ、どうなんでしょうか。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 所得といいますか、収入が低い方は介護保険料もお安くはなっ
ておりますので、その部分で所得の差というのはつけてはいますので、それでさらにと
いうときは、減免というのはなくて、分納でいっても結構ですのでということで、少し
ずつお支払いをお願いしております。

○西山丈由委員長 ほかに。

川田委員。

○川田真也委員 よろしくお願ひします。

支出のほうを全体的にぱっと見させてもらったときにちょっと気になったところは、
おのおのが多分システムが違うかと思うんですけれども、システム使用料がおのおの
100万円以上かかっている、2つ、3つあるかと思うんですけれども、それで修繕費
用も100万円近くかかっていると。要はコンピューターのシステムだけで300万円
前後かかっているのかなと思うんですけれども、例えば統合して一つのシステムで安くす

とか、そういうことというのはできないシステムなのでしょうか。ちょっとそこだけ教えていただきたいんですけれども。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 今おっしゃるとおりで、統合するのが一番効率的だと思います。今、国のほうでシステムの標準化を進めておりまして、その流れといいますか、その手順に沿って羽生市も同じようにやっていく準備を今しているところでございます。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。今後は国の指示に従って統合して、若干システム使用料とかも安くなるという形で理解してよろしいですか。安くなるかどうか分からないけれども。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 おっしゃるとおり、全国的に同じようなシステムに統一していくということだけで、金額のほうは、じゃそれで安くなるかというところまではちょっとまだはっきりはしておりません。

以上です。

○川田真也委員 分かりました。

○西山丈由委員長 ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 議案第62号 令和5年度羽生市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論します。

2024年、自治体要請キャラバン資料集によると、4月1日現在、第1号被保険者の滞納数は228人となっています。介護保険料の引上げを抑えるために一般会計からの介護保険会計に繰入れを行うなど対策を行なっていかなければ、保険料はますます負担増となります。負担軽減すべきことを指摘いたしまして、本案に反対とさせていただきます。

以上です。

○西山丈由委員長 ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論も尽きたようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第62号 令和5年度羽生市介護保険特別会計歳入歳出決算は、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○西山丈由委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 零時24分 休 憩

午後 1時22分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第68号 羽生市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

高齢介護課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 高齢介護課の本間です。午前中に引き続きよろしくお願いいたします。

同席いたします職員を紹介いたします。

高齢福祉係長の間篠です。

○間篠雄介高齢福祉係長 間篠と申します。よろしくお願いいたします。

○本間陽子高齢介護課長 着座にて失礼いたします。

議案第68号 羽生市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

今画面のほうは、条例の改正文が表示されておりますが、参考資料を開かせていただ

きます。

この地域包括支援センターにおける人材の確保が全国的に困難となっている状況を踏まえ、配置基準を緩和するよう省令が改正されたことに伴い、市の基準条例を改正するものとなっております。

地域包括支援センターには主任介護支援員、主任ケアマネジャーと社会福祉士、保健師の3職種を1人以上配置する決まりになっています。

参考資料の下の図をご覧ください。

左側のほうが、1か所当たり3職種が1人ずつ配置されているものを表しております。こちらをどのように緩和するかといいますと、例えば右側の図をご覧ください。もし3職種をそろえることが困難な状況が継続する場合、かつ地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるときは、一つ一つに3人ずつではなく、複数の拠点で合算して3職種を配置するなど柔軟な職員配置が可能となります。

例えば右側の図にありますとおり、3か所、市全体で9人、3人ずつ9人そろっていれば大丈夫というような考えになります。

市内3か所にある地域包括支援センターでは、今のところの3職種が配置できておりますが、市が条例を定めるに当たり、国の基準に従うべきということになっておりますので、条例改正により国の改正内容に対応するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 今、3職種確保がしっかりされているということなんですけれども、やはり見通しとしては、今後も十分確保できるような状態なのか。それとも困難な状態に進みそうなのかという、どういう状況なのでしょう。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 今のところ羽生市は確保できておりまして、今後も不足することはないとは考えておりますが、例えば近隣の自治体の中には、やはり確保できなくて、地域包括を撤退したという事例もございますので、3名今いますけれども、例えば1名の方が体調不良で退職されるということが今後ないとは限りませんので、そのように考えております。

以上です。

○西山丈由委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 もう一度、資格。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 3職種ですが、1人目が主任ケアマネジャー、次が社会福祉士、3人目が保健師。羽生市では、これらの資格に準ずる者も大丈夫ということにしてあります。

以上です。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 その資格に準ずる者というのは、具体的にどういうことを言いますか。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 例えば保健師でなくても経験がある看護師ですとか、これから主任ケアマネジャーを取る予定になっているケアマネジャーさん、ケアマネジャーさんに主任というのがくっつくんですけれども、ケアマネジャーさんが研修を受けて主任ケアマネジャーになるんですが、主任ケアマネジャーをもうすぐ取れますよというような方とかでも大丈夫ということにしております。

以上でございます。

○西山丈由委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 今現在、羽生市は3職種が整っているということなんですけれども、これはその3職種、各1人ずつが原則なのか。また、もしくは2人とか3人とかにすることは可能なんですか。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 各1人以上ということになっておりますので、複数いても大丈夫でございます。

○西山丈由委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 今、1人ずつなんですけれども、各センター、3職種1人ずつで、ケアは万全なのかお聞きしたいんですけれども。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 今のところ3名でうまくやっております。3か所それぞれ高齢者5,000人ずつぐらいに分けておりまして、大体同じ数ぐらいになるよ

うにはなっております。

以上です。

○昆 佳子委員 ありがとうございます。

○西山文由委員長 ほかにございますか。

川田委員。

○川田真也委員 イメージ図を見て、ちょっとイメージさせてもらったんですけども、結局左の図と右の図で9人いて、3種3人ずつじゃないですか、この図だと。いる場所が違うだけで。青い人が例えば左に来て、赤い人が右下に来れば、全職、3か所そろわわけじゃないですか。結局は人数は3種で3か所だと3人いなくちゃいけないのか。あるいは、例えば主任ケアマネジャーさんは全部にいますよね。そこに、今度例えば保健師さんが2人しかなくて、社会福祉士の方が4人となると、3か所に3人ずつというふうには計算がいかないんですけれども、そういう不バランスな状況でも今回よくなるということでよろしいのでしょうか。

○西山文由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 ちょっと資料に戻らせていただきまして、②の上から5行目のところがございますが、最低限2職種は配置を必要としておりまして、主任ケアマネさん、保健師がいて、必ずその2職種、何かしらの2職種は必ず配置して、もう1人の、最後の社会福祉士が足りない場合は、例えば先ほどはそこまでは触れなかったんですけども、会計年度任用職員さん、例えば社会福祉士の資格を持った会計年度さんが例えば4時間ずつ働いても、それでもオーケーという形になります。その3職種かならずいなければいけないという今までの定めは、本採用といいますか、そういう形であって、会計年度任用職員は認められていなかったんですが、先ほどの緩和のうちの一つとして、2職種は必ずいなければいけないんですけれども、3職種目の、例えば社会福祉士さんが足りなかった場合は、会計年度さんで補う形も取れるということ、すみません、先ほど細かく説明できなかったんですけども、そのように柔軟になっております。

○西山文由委員長 川田委員。

○川田真也委員 そうすると、会計年度さん云々かんぬんは別として、例えば2職種、3か所にいた場合に、最後の例えば保健師さんは1人だけどこかにいればいいということ。要は、通常だと9人必要なところが7人でも運営できるようになりますよということとで理解してよろしいのでしょうか。だから、どこかに1人いれば、その人をというん

じゃなくて、結局は9人必要ということ。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 最終的には9人分の、社会福祉士、保健師、ケアマネが3人分ずついればいい。3人ずつ確保できれば、会計年度さんを入れて、時間数がきちんとその分確保できればオーケーという形になります。すみません、質問の回答、合っていますでしょうか。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 人員が確保できないから、こういう感じで条例を改正するということだったので、私はこれを見たときに、さっき言ったように、9人必要なところを2名、2名、2名で取りあえざれば、どこかに1人、最後の資格を持っている人がいればオーケーよということかと思っちゃうんですけども、結局は9人必要なんで、資格を持っている人のバランスが崩れても9人は必要ということなんですかね。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 この図で言いますと、そのとおり、総じて9名は必要ということでございます。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 じゃ、結局は9人は必要ということなんですよ。ただ、1か所に必ず3種3名いなくても9人は必要なんだけど、今までの条例だと、必ずA、B、Cが3種3名いなくちゃいけなかったんだけど、それがちょっとずっこけていても、取りあえず9名にしますよという条例ということで理解する形でよろしいでしょうか。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 おっしゃるとおりです。ありがとうございます。

○川田真也委員 分かりました。

○西山丈由委員長 ほかにはございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論はないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 6 分 休 憩

午後 1 時 3 8 分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 6 7 号 羽生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

国保年金課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 改めまして、国保年金課の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

今、画面のほうは条例の議案の内容を表示させていただいております。

本議案については、1 点目は紙の保険証の廃止による返還に伴う罰則規定を削除するものです。もう 1 点は、今回の改正に合わせて、被保険者とししない者、国保の適用除外となる者を条例で規定しているとしております。

改正後の、まずこの上の 4 条の被保険者とししない者、こちらをご覧ください。

これまで本市条例では規定されていなかった被保険者とししない者、適用除外を規定しようとするものです。

適用除外は、国民健康保険法の第 6 条に規定されておりまして、社会保険に加入されている方、また生活保護の受給者の方などなどございますが、このほか厚生労働省令に基づき条例で定める者という規定がございます。このたび、この適用除外に規定しようとしております児童福祉法の規定による措置により児童福祉施設に入所している児童等

であって、扶養義務者のいない者というものが今回定めようとしておるものでございます。

こちらの児童は、児童保護の措置をされております。なので、県から保険証のような受診券という保険証サイズの同じようなカードが発行されておりまして、これで児童は医療受診をされておりまして、なのでその部分は全てそちらの措置のほうから医療費は全て公費で賄われております。

そのため、医療保険による給付は必要ないのですが、国保に加入することになってしまうと、扶養義務者がいないので、児童本人が国保に入ることになってしまう、そうすると国保税が発生してしまっていて、そうすると児童の負担が生じてしまうので、国の通知に基づいて、国保の被保険者としないという運用が今されております。こちらについて、条例の中で改めて規定することで、児童に負担が生じないようにすることを明らかにしようとする、そういったものでございます。

なお、影響範囲なんですけど、羽生市内に本当にこのような児童がいらっしゃるのかということで、措置は県が行なっておりますので、県のほうに人数だけ、個人情報絡んでしまいますので、人数だけ伺ったところ、8月9日時点で1名いらっしゃるということでした。

続きまして、第11条をご覧ください。

いわゆるマイナンバー法改正の、こちらの改正法の施行に基づき、12月2日から紙の被保険者証が廃止となるという流れになってございます。そうしますと、現在の国保条例の中に紙の被保険者関係の文言が記載されておりますので、この条文の改正が必要になってきたというところでございます。

条例の中で、第11条に過料の規定がありまして、この中に被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合というのがございますので、ここの部分を削除するという、そういった条文の整理になってございます。

なお、施行日につきましては、先ほどの児童の関係、第4条につきましては交付の日から施行となりますが、第11条については12月2日からの施行となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○西山文由委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 該当する児童、マイナカードの中に保険証も入っちゃうという、従来の一般家庭と同じように、この４条に該当する者は、マイナカードに入れるという解釈でよろしいんですか。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 該当のような今回、適用除外にする児童というのは、県の措置の受診券という保険証ではない受診券が発行されていますので、そちらで受診するので、基本的にはマイナンバーカードでの受診にはならないんじゃないかなと思っております。いずれにしても、そういった子たちは国保の該当にはさせないということなので、保険証関係も国保としては無関係になってくると思います。

以上でございます。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論はないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 １時４４分 休 憩

午後 １時４６分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第６６号 令和６年度羽生市一般会計補正予算（第４号）、別冊４のうち、本委

員会付託部分を議題といたします。

議案第 66 号のうち、社会福祉所管部分について、社会福祉課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 社会福祉課長の一ノ瀬です。よろしくお願いします。

同席の職員は、課長補佐兼生活支援係長の飯塚でございます。

○飯塚 保課長補佐兼生活支援係長 飯塚です。よろしくお願いします。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 着座にて説明させていただきます。

議案第 66 号 令和 6 年度羽生市一般会計補正予算書及び説明書（別冊 4）の 8 ページ、9 ページになります。

第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費、第 1 目社会福祉総務費、自立支援給付費等事業について説明申し上げます。

こちら 12 節委託料ですが、自立支援給付等システム改修委託料として、具体的には児童発達支援事業に係る就学前障がい児の発達支援の利用者負担無償化に係る認定手続の簡素化、それから障がい福祉サービス事業に係る同一世帯に複数の障がい児がいる場合の上限額管理結果表の電子化に伴うシステム改修になります。財源としまして、国の障がい者自立支援給付費支払い等システム事業補助金が入っております。

続きまして、第 3 項生活保護費、第 1 目生活保護総務費ですが、生活保護総務一般経費、12 節委託料、こちらは生活保護システム等改修委託料として生活保護法の制度改正に伴いシステム改修を行うものです。

制度改正の具体的な内容としましては、就労により自立する世帯に、その後の税負担や社会保険料の負担を軽減するために支給する就労自立給付金の算定方法が変更となりまして、就労してから早期に自立した方のメリットを高めたものとなっております。また、新生活の立ち上げ費用を支給する進学準備給付金の名称が進学・就職準備給付金に変更となりまして、これまで対象は大学進学者のみだったものから、高卒就職者も対象に加えられたものです。こちらの財源として、国の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金が入っております。

説明は以上です。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 国の補助金が社会福祉総務費のほうは国で2分の1、補助金がね、1つはね。生活保護のほうは、国が75万円だから4分の1ぐらいですか。一般財源が生活保護は134万円、この違いというのはどういうことなんでしょうか。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 生活保護システム改修のほうの補助金なんですが、基本的には2分の1の補助率となっておりますが、その対象経費について上限額が設けられておりまして、上限額は150万円となっております。その2分の1ということで75万円が、その財源として計上したものとなります。

自立支援給付システムのほうは2分の1ということで、そちらは上限は特に設定されておりませんので、そのまま2分の1を歳入として計上しております。

以上です。

○西山丈由委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 そうすると、この生活保護システム等改修委託料は209万ですが、羽生市の場合、高いと。基準を参考にしますと、上限が150万が上限ということでね、という捉え方でよろしいですか。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 これも国が基準を提示したものでございますので、いつも必ずしも国の基準は的確にその市町村の需要をちゃんと捉えているかということ、そこは合わない部分もありまして、これにつきましては、国のほうにもこれだけかかっているんだよということは示していきたいと思います。

また、他市やこれまでの経過等をちょっと比較しまして、委託料を確認しているんですが、特に羽生市のほうは特段高いというふうには考えておりません。

以上です。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 今、ちょうど改正のところで出ているんですけども、このスケジュールについてなんですけれども、片方は10月に見積り合わせ・契約で11月にシステム改修になっているんですね。もう片方は、11月に見積り合わせ・契約で3月にシステム改修で、随分先にシステム改修になっているんですけれども、この辺の違いというのはどういったところにあるのかお伺いします。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 今回のこのシステム改修につきまして、詳細の設計につきまして、国のほうは年内に示すというふうに言っておりまして、詳細がまだ来ていない状況ではあります。このため、ちょっと生活保護システムよりも若干システム改修の時期は遅くなっております。

以上です。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 何か内容が分からないうちに契約は結んじゃうというのは、なかなか、これはどういうことなんですかね。改修のボリュームも分からない中で契約だけ結んじゃうというのは、どう解釈すればいいのかお伺いいたします。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 国も年内に示すと言っておりまして、それが示され次第、見積り合わせ、契約という形になりますが、これはあくまでも予定ということですので、その辺は詳細が分からないうちに契約するというものではございません。

以上です。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 ここに11月になっているけれども、普通だったら1月とかが適切なのかなと思いますけれども、どうでしょうかね。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 その詳細が分かり次第、なるべく早く契約したいという考えもありますので、そういった考えでこういったスケジュールを示させていただいたものとなります。ただ、実際には、たしか国も年内というと、大体年明けぐらいに来るのが通常ですので、ちょっと遅れる可能性はあるかなというふうには考えております。

以上です。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 やはり1月とか2月とか、もっと先のほうがいいのかと思うんですけども、スケジュールがこうなっているのは何でなのでしょうかね。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 契約のほうはなるべく早くしたほうが、その後の準備等がスムーズにできますので、こちら、なるべく早くしたいという気持ちがあるんですが、そ

れは国の動き次第となってきますので、ちょっとそこは明確に捉えられることはできていないので、それでこういった形になっております。

○西山丈由委員長 ほかにはございますか。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 就学前障がい児、この対象になる児童、羽生市内ではどのぐらいの実数がおるんですか。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 現在、発達支援サービスを利用されている方が49人いらっしゃいます。令和5年度の実績で49人です。令和4年度のときは31人だったんですが、ちょっと伸びているような状況でございます。

以上です。

○西山丈由委員長 ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きましたので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時54分 休 憩

午後 1時54分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第66号のうち、まちづくり部所管部分、第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第2目道路維持費及び第3目道路新設改良費については、歳入予算の財源組替えのみで歳出予算の補正はありません。歳入予算については、総務文教委員会で審査を行なっておりますので、都市民生委員会の審査は省略いたします。

以上です。

続いて、討論入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論はないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 6 分 休 憩

午後 2 時 0 4 分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 6 9 号 羽生市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

水道課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

水道課長。

○山木章史水道課長 水道課長の山木でございます。午前中に引き続きよろしくお願いいたします。

それと、同席しております職員の紹介をさせていただきます。

課長補佐兼工務係長の久保でございます。

○久保弘之課長補佐兼工務係長 久保です。よろしくお願いいたします。

○山木章史水道課長 どうぞよろしくお願いいたします。

恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

議案第 6 9 号 羽生市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は 6 ページ、参考資料は 6 をご覧ください。

水道法におきましては、水道に関する必要な知識を持った者が水道事業に従事することになっておりまして、水道事業者、いわゆる市は水道施設の布設工事を行う際には、工事監督者、また水道事業を行う際には水道技術管理者を置かなければならないと定め

られております。そして、両資格はそれぞれが従事するための専門性が求められる観点から、水道法施行令などにおいて、対象者が取得した学位や資格に応じて必要な水道等に関する技術上の実務経験年数を設定しております。そこで、本市では、水道法施行令等を参酌し、本条例でそれぞれの資格要件を定めております。

一方で、令和6年4月から水道整備管理行政の機能強化を目的として、水道に関する事務の所管が、厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されました。それに伴い、生活衛生等関係行政の機能強化を目的とした水道法施行令などの一部改正が行われまして、両資格の要件であります技術上の実務経験年数の変更や新たな要件が追加されるなどの見直しが行われたことから、これらの改正内容を参酌して本条例の所要の改正を行うものでございます。

ちょっと前段が長くなりましたが、議案書の改正分の新旧対照表では、非常に内容が分かりづらいので、参考資料6にて改正内容を整理させていただいております。

表の見方ですが、表の左半分が布設工事監督者、右半分が水道技術管理者に関する資格要件となっております。それぞれ記載内容の黒字の部分は改正前の現在の資格要件となっております。赤文字の取消し線の項目、資料の上のほうに幾つか取消し線がありますけれども、この取消し線の項目は、今回の改正により削除、そして赤文字の項目、追加になっている部分というのは、今回の改正案によって新たに追加となった部分でございます。

また、左下の米印のところについてなんですけれども、技術上の実務経験年数のうち少なくとも半分は水道に関する実務経験を有すること、そして残りの実務経験年数に工業用水道、下水道、道路、河川の実務経験も参入可能というところは、布設工事監督者に関する実務経験年数の注釈となっております。

本市で言いますと、下水道課、建設課で工事の設計積算及び現場監督等の実務経験についても実務経験年数に算入が可能となります。

改正内容ですが、布設工事監督者の資格要件については、大卒の場合、土木工学科の課程に衛生工学等を履修したか否かの要件はなくなりまして、一律で土木工学科またはこれに相当する課程で実務経験は3年以上となります。また、大卒に機械工学科、電気工学科、またはこれに相当する課程は4年以上が加わっております。同様に短期大学卒業、高等学校卒業にも機械工学科、電気工学科の分類が加わり、新たに1級土木施工管理技士の検定合格者の場合、3年以上が加わっております。

また、右側の水道技術管理者の資格要件については、現行の布設工事監督者の資格を有する者、実務経験不要と、一番上の行ですが、この分類が削除となりまして、大卒に土木工学科、短大卒、高卒に土木科が加わっております。さらに、技術士及び1級土木施工管理技士の有資格者についても分類に加わっております。

以上が要件見直しの概要となります。

それでは、議案書に移りますので、議案書のほうをお願いいたします。

先ほどの参考資料6での説明内容については、議案書の、現在開いている頭のところ、6ページなんですけれども、条例の第3条に布設工事監督者の資格要件について記載されております。

続きまして、9ページに当たる部分なんですけれども、第4条には、水道技術者の資格要件についての記載を新旧対照表で整理しております。

なお、条文の内容については、改正水道法施行令等を参酌して引用していることから、先ほどの参考資料の6の説明をもって省略のほうをさせていただければと思います。

こちら、11ページの附則になりますが、条例の施行は令和7年4月1日からの施行となります。国の政令等の施行期日が令和7年4月1日であることから、同じ施行期日としております。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 参考資料のほうの、「これらに相当する学科目」ということになっているんですけれども、これらにとか、そういうのというのは、例えばどういうふうに判断していくのか。その点についてお伺いします。

○西山丈由委員長 水道課長。

○山本章史水道課長 こちらは電気工学科、機械工学科とあるんですけれども、最近、大学の種類によっては、ちょっとすみません、具体的には申し上げられないんですけれども、様々な学科名がいろいろできていまして、その中で機械、電気というのもあろうかと思います。土木も今土木工学じゃなくて、都市何とかとか、結構最近の大学っていろんな名称を使っているんで、分からないので、「これに相当する」という表現をさせていただいているということです。

以上です。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 相当する学科目とか、そういう分からないときはしっかりそういうことでチェックをするというか、判断していくという解釈でいいんでしょうか。

○西山丈由委員長 水道課長。

○山木章史水道課長 もちろん実際に水道課のほうの布設工事監督者になる、ならないの要件の確認はもちろん必要でございます。人事のほうで、卒業した大学や学部学科、そういうものは人事担当のほうにあると思いますので、きちんとその辺、どういった科目で勉強してきたかは確認した上で、最終的には市長のほうの判断という形になると思います。

以上です。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○西山丈由委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論はないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 2 分 休 憩

午後 2 時 1 2 分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本委員会の付託事件の審議は全部終了しました。

この際申し上げます。付託事件の審査報告については、先例により正副委員長に一任願います。

次に、閉会中における特定事件の調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。本委員会の所管事務調査事項、インクルーシブ公園整備事業につきましては、議長に対し、閉会中における特定事件の調査として申出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山丈由委員長 異議なしと認めます。

閉会中の継続調査事項として、常任委員会に付託することを最終日に諮りますので、よろしく願います。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

ただいま決定いたしました閉会中における特定事件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し、委員全員の派遣要求を行うこととし、日時、場所等の手続につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山丈由委員長 ご異議なしと認めます。

これをもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時13分 閉 会